

# 新時代の刑事司法制度特別部会における期日外視察の概要

## (イタリア共和国, フランス共和国)

### 第1 視察先及び視察日程等

#### 1 イタリア共和国 (平成24年9月24日, 25日)

##### (1) 9月24日

- ローマ地方検察庁 (検察官からのヒアリング, 通信傍受設備の視察)
- ローマ地方裁判所 (裁判官からのヒアリング, 公判傍聴)
- ローマ弁護士会 (弁護士からのヒアリング)

##### (2) 9月25日

- 内務省警察総局(刑事局保護部職員及びマフィア対策庁職員からのヒアリング)
- 内務省警察総局 (犯罪対策局職員からのヒアリング, 会話傍受等の機器・設備の視察)

#### 2 フランス共和国 (平成24年9月27日, 28日)

##### (1) 9月27日

- パリ大審裁判所・パリ大審裁判所検事局 (予審判事及び検察官からのヒアリング, 予審判事執務室の録音・録画設備の視察)
- パリ大審裁判所 (軽罪裁判所での公判傍聴)

##### (2) 9月28日

- パリ弁護士会 (弁護士からのヒアリング)
- パリ大審裁判所 (事前の有罪自認による出頭手続の傍聴)
- パリ第5区警察署 (警察官からのヒアリング, 取調室の録音・録画設備の視察, ビデオ監視システムの視察)

### 第2 視察結果

#### 1 イタリア共和国

別紙1記載のとおり。

#### 2 フランス共和国

別紙2記載のとおり。

※ 各視察結果は、いずれも事務局において概要として取りまとめたものであり、視察内容や視察時の説明・質疑応答内容の全てを記載したものではない。また、「第1刑事司法制度の全体像(参考)」, 枠内の記述及び注の各内容は、基本的に、事務局において、視察実施前後に文献等を調査した結果に基づくものである。

### 第3 参加委員等

別紙3記載のとおり。

## イタリア共和国視察結果（概要）

### 第1 刑事司法制度の全体像（参考）

#### 1 関係機関

##### (1) 裁判所

第一審裁判所は、軽微な犯罪を審理する治安判事、無期又は長期24年以上の拘禁に当たる犯罪などの一定の重大犯罪を審理する重罪院及びそれ以外の事件を審理する地方裁判所に分類される。

第二審のうち、地方裁判所からの控訴事件は控訴院、重罪院からの控訴事件は重罪控訴院において、それぞれ審理される。

控訴審判決又は控訴不能の判決に対する上告事件は、破毀院において審理される。

##### (2) 検察官

検察官は、司法警察を指揮して予備捜査を行い、公訴を提起・遂行する（刑訴法50条、51条1項。なお、以下において、特に記載する場合を除き、引用する条文は同国刑訴法の条文である。）。検察官は、予備捜査の目的を達するために必要な全ての活動を行い、また、被疑者に有利な事実も検分すべきものとされる（358条）。

検察庁の組織は、裁判所の審級に対応して、最高検察庁、高等検察庁及び地方検察庁が置かれているほか、最高検察庁内にはマフィア対策最高検察庁（DNA）が、その下に26のマフィア対策管区検察庁（DDA）が、それぞれ置かれている。

##### (3) 警察

イタリアの警察機関は、内務省所属の国家警察、国防省所属の軍警察（カラビニエリ）、財務省所属の財務警察のほか、農林政策省所属の森林警備隊及び司法省所属の刑務警察の5組織に区分されており、これら組織は、内務省の調整の下で警察業務に従事している。

このうち国家警察の運営管理等を行う内務省警察総局には、犯罪対策局（国家警察による捜査の調整等）、マフィア対策庁（DIA）、刑事局（国際捜査協力、証人保護等）等の部署が置かれている。DIAは、1991年の法律により創設されたマフィア型犯罪対策のための組織であり、国家警察、カラビニエリ及び財務警察の主要な3つの警察力を母体として、約1200名の構成員を有する。

司法警察（以下、端的に「警察」又は「警察官」と表記する。）は、その判断に基づいて犯人の探索、証拠の収集などの捜査を行い（55条1項）、その結果を検察官に報告する（347条1項）ほか、検察官の指揮又は委任に基づいて捜査を行う（55条2項）。

#### 2 予備捜査

(1) 警察は、告発を受けるなどして犯罪を認知したときは、遅滞なく、検察官に対し、それまでに収集した資料に基づいて報告を行い、証拠を含む一件書類を送付

する（347条1項）。その後の予備捜査は、検察官が指揮してこれを行う（55条1項）。検察官が犯罪を認知したときは、警察を指揮して予備捜査を行う。

- (2) 予備捜査の期間は、原則として、予備捜査の開始日から6か月（一定の重大犯罪については1年、405条2項）であり、検察官は、その期間内に公訴を提起（「公判への移行の申立て」とも表されるが、以下においては「公訴の提起」との表現を用いる。）しなければならない。ただし、検察官は、正当な理由があるときは、予備捜査担当裁判官に6か月間以内の期間の延長を請求することができ、捜査が特に複雑な場合又は延長期間中に捜査を遂げることが客観的に不可能な場合には、6か月以内の期間の再延長を請求することができる（406条）。予備捜査の期間は、一定の例外を除き、通じて18か月間を超えることができない（407条1項）。予備捜査期間経過後に収集した証拠は、原則として、公判審理での使用が認められない（407条3項）。
- (3) 予備捜査が終了すると、検察官は、下記の事件終了の請求事由が存在する場合を除き、公訴を提起しこれを遂行する（起訴法定主義、50条1項）。犯罪の嫌疑がないことが明らかになった場合や罪とならない場合等は、検察官は、予備捜査担当裁判官に対し、これを理由とする事件終了の請求をして、その旨の命令を受け、犯罪被害者はこの請求に対する異議を申し立てることができる。裁判官において事件終了の請求を認めないときは、最終的に、検察官に対し、起訴の手続を採るよう命じることとなる（408条ないし410条）。

### 3 予備審理

- (1) 公訴提起がなされると、予備審理担当裁判官により、公判開始に足る証拠があるか否かを審査する、予備審理と呼ばれる非公開の中間手続が行われる。

予備審理において、予備審理担当裁判官は、送付された捜査記録一式（416条2項）を検討した上で、検察官、弁護士・被告人その他の手続参加者の弁論を踏まえて、公判を開始するか否かを判断する。その際、証人尋問や被告人尋問等を行うこともできる。

その結果、公判審理を開始するに足る証拠が不十分だと判断された場合、手続打切りの判決がなされ、証拠が十分だと判断された場合には、公判開始決定がなされて、裁判所による公判審理が始まる（424条）。

- (2) 公判開始決定がなされると、予備審理担当裁判官は、当事者による討論を踏まえ、捜査記録を「弁論用資料綴」と「検察官用資料綴」の二つに分類する（「二つの資料綴制度」）。

前者には、刑事訴訟の適法性等に関する書類、再現不能な証拠、証拠保全で採用された行為の調書その他当事者間で合意した証拠等が綴られ、公判裁判所に送られてその手元に置かれることとなり（431条）、公判裁判官は第1回公判期日前にこれを閲読できる。

後者には、その他の資料が綴られて検察官に返還され、同資料は、当事者のみにおいて閲覧・謄写が可能である一方で（433条）、弾劾証拠としての使用を除き、公判での利用は基本的に禁止される（ただし、後記4(2)のとおり、例外が

ある。)

#### 4 公判

- (1) 徹底した当事者主義的訴訟構造が採られており、公判では、原則として当事者の請求した証拠について証拠調べが行われる（190条）。
- (2) 公判審理では直接主義が採用されており、予備捜査段階で収集した証拠は、原則として公判審理では使用できない（514条参照。このような意味で、捜査段階で収集される証拠は、公判廷での証拠と対比して、「証拠源」と呼ばれる。）。
 

ただし、「再現不能な証拠」、すなわち、検証、搜索、押収及び通信・会話傍受の結果等に加え、証拠保全によって得られた証拠や、当事者間で合意した証拠（431条2項等）については、前記のとおり、「弁論用資料綴」に綴られ、公判における証拠となり得る。

また、供述についても、証人尋問・被告人尋問で立証するのが原則であるが、欠席裁判の場合（同国においては、被告人が公判審理を欠席したままで審理を進めることが認められる。420条の4）及び被告人が公判審理で尋問を受けることを拒否した場合には、被告人の予備捜査段階における供述を実質証拠として使用することができ（513条1項、515条）、証人や被告人が予備捜査段階と異なる証言・供述をした場合には、予備捜査段階の供述を弾劾証拠として使用することができる（500条1項、503条3項及び5項）。
- (3) 罪責認定手続と量刑手続とは分離されていない。また、公判開始の前後を問わず、争点整理や証拠調べの進め方を話し合う手続等も存在しない。

## 第2 被疑者の身柄拘束

### 1 逮捕及び検束

#### (1) 制度概要

警察官は、被疑者を現行犯逮捕し、又は検束（緊急逮捕）することができる。現行犯逮捕は、一定の重大犯罪についての必要的現行犯逮捕（380条）とそれ以外の場合における任意的現行犯逮捕（381条）とに分かれる。検束は、一定の重大犯罪の嫌疑がある者について逃亡のおそれがあると認められるときに、これを行うことができる（384条）。

被疑者を逮捕又は検束したとき、警察官は、釈放する場合を除き、24時間以内に検察官に被疑者を引き渡さなければならず（386条3項）、これを受けた検察官は、直ちに被疑者を釈放する場合を除き、逮捕又は検束から48時間以内に、予備捜査担当裁判官に追認の請求を行う（390条1項）。予備捜査担当裁判官は、弁護人立会いの下で追認の審理を行い、逮捕又は検束手続が適法であるときはこれを追認するとともに、必要に応じ、併せて人的保全処分を命ずる。

## 2 人的保全処分

### (1) 制度概要

#### ○ 人的保全処分の要件等

人的保全処分は、犯罪の嫌疑を前提として、①証拠の取得又はその純粹性の確保について現実かつ具体的な危険があり、捜査上の特定かつ絶対的な必要性があるとき、②被疑者・被告人が逃亡し又は逃亡する具体的な危険がある場合であって、2年を超える懲役を科すことができると認めるとき、③被疑者・被告人が一定の重大犯罪、組織犯罪又は捜査対象と同種犯罪を犯す具体的な危険があるときのいずれかの要件を充たすときに、保全の必要性の性質及び程度に照らし、検察官の請求に基づき予備捜査担当裁判官により決定される（274条、275条）。①の現実かつ具体的な危険の認定は、被疑者又は被告人が供述を拒否し又は否認したことを理由としてはならない旨明文で規定されている（274条1項a）。

#### ○ 強制処分の種別等

人的保全処分のうち、被疑者・被告人の人身の自由に関わる強制処分は、無期又は長期3年を超える懲役刑を定めた犯罪について認められ、①出国禁止（281条）、②司法警察への出頭義務（282条）、③被害者への接近禁止（282条の3）、④自宅監禁（284条）、⑤拘置所への保全拘禁（285条）などの措置が採られ得る。拘置所への保全拘禁は、長期4年を超える懲役刑を定める犯罪についてのみ認められる（280条2項）。

#### ○ 保全拘禁の期間

保全拘禁がなされた後、原則として、長期6年以下の懲役を定める犯罪については3か月、長期6年を超える懲役を定める犯罪については6か月、無期又は長期20年以上の懲役を定める犯罪については1年の各期間内に公訴の提起がなされないときは、当該処分は効力を失う（303条）が、この期間は検察官の請求に基づく裁判官の決定により、各1.5倍の期間まで延長され得る。公訴の提起後判決言渡しまでの間についても、同様に期間制限が設けられている。

### (2) 視察時における裁判官からの説明

人的保全処分は、予備捜査担当裁判官がこれを行う。ローマ地裁には、約40名の予備捜査担当裁判官が配置されている。

人身の自由は最大限の保障に値するものであるため、人的保全処分については、その必要性や理由の程度も踏まえ、まずはより軽い処分から検討することとされており、拘置所への保全拘禁は、他の処分では不十分と認められる場合に初めて行われる（275条3項）。

証拠の取得又は純粹性の確保に対する現実的かつ具体的な危険について、被疑

者の黙秘や否認を理由としては  
ならない旨の明文規定が置かれ  
た沿革は承知していないが、通  
例、予備捜査裁判官が人的保全  
処分に付するか判断する段階で  
は、(後記の正式な)取調べは  
行われていない。人的保全処分  
として保全拘禁を決定したとき  
は、通例、5日又は10日以内  
に被疑者の尋問を行い、その要  
件を確認することとなるが(2  
94条参照)、その際には、被疑  
者が自白し又はその有責性を認  
めたかを処分の理由とすることはできない。



ローマ地方裁判所視察時の状況

拘置所への保全拘禁は、長期4年を超える懲役刑を定める犯罪についてのみこれを行うことができるところ、これより低い法定刑を定める犯罪について罪証隠滅や被疑者の逃亡などが問題となっていないわけではなく、実際にそのようなおそれがある。しかし、これは立法者の判断に係る問題であるし、窃盗罪を含め、ほとんどの犯罪がこの法定刑の要件を充たして保全拘禁の対象となり得る。

### 第3 被疑者の取調べ

#### 1 被疑者の取調べの実情

##### (1) 制度概要

警察官又は検察官が被疑者から供述を得る手法として、以下のものがある。

##### ○ 検察官による取調べ(尋問)

取調べは、検察官がこれを行う(364条)。被疑者が身柄を拘束されているか否かに関わらず行うことができる。被疑者が身柄を拘束されていないときは、検察官は、その取調べを警察官に委託してこれを行わせることができる(370条1項)。

被疑者の取調べにおいては、まず被疑事実、証拠の要旨等を告知し、弁解についての説明を求めた上で、質問を行うものとされる(65条1、2項)。取調べの結果は調書に記載される(前記第1の4(2)のとおり、一定の場合、調書は公判廷における実質証拠又は弾劾証拠として用いられ得る。)

予備捜査の終了に当たり、検察官は、その結果を被疑者及び弁護人に通知しなければならないところ、その通知を受けた被疑者側は、検察官に対して取調べを行うよう請求することができ、この場合、検察官は、被疑者の取調べを行わなければならない(415条の2)。

##### ○ 警察官による簡易事情聴取

警察官は、被疑者が逮捕又は検束されていない場合に、捜査に有益な事

項についての簡易陳述を聴取することができる（350条1，3項）。ただし，その結果として作成された供述調書は，公判廷で弾劾証拠として使用できるに過ぎない。

また，警察官は，犯行現場においては，被疑者が逮捕又は検束された場合であっても，捜査の迅速な遂行のため有益な情報を得ることができるが，その場合における当該情報は，証拠として用いることができない（同条5，6項）。

○ 警察官による自発的申告の聴取

警察官は，被疑者から自発的な申告を聴取することもできるが，弾劾証拠として使用する場合を除き，これを証拠として用いることはできない（350条7項）。

(2) 視察時における検察官からの説明

ア 被疑者の取調べの位置付け及び実情

取調べは事件内容を把握するための重要な手続だが，検察官が取調べを行う義務を負うのは，予備捜査の終了に当たり被疑者から請求があったときだけであり，それ以外は取調べを行うかどうかは検察官の裁量である。

被疑者の取調べの回数や時間についての規則はなく，どれくらいの回数，また，どれくらいの時間にわたり取調べを行うかは事案により異なる。被疑者が黙秘権を行使した場合には，その時点で取調べを打ち切るのが通例であり，数分で取調べを終わることもある。複数回取調べを行うこともあるが，それは，複雑な事件で共犯者がおり，共犯者の供述も聴取した上で被疑者を再度取り調べる必要があるような場合である。

検察官が自ら取調べを行うか，警察官に委託して行わせるかは，事案の重大性よりも複雑性を考慮して決める。ただし，逮捕，検束又は保全拘禁により身柄を拘束された被疑者の取調べは，警察官に委託して行わせることができないため，検察官が自分で行うほか，検察庁に自ら出頭してきた被疑者の取調べも検察官が行う。また，警察に委託して取調べを行わせた場合であっても，その後，検察官が自ら取調べを行い，警察での調書の疑問点などについて質問することがある。

イ 被疑者の取調べにおける供述収集の実情

被疑者が自白する割合は，犯罪類型により異なる。例えば，殺人の事案で，被疑者の犯行を示す動かし難い証拠があるときは，被疑者が取調べで自白することが多いが，それ以外の場合，取調べは，被疑者が弁解を主張する場としての防御的な側面が大きいので，被疑者が自白しないことが多い。また，ホワイトカラー犯罪，行政に対する犯罪や経済犯罪では，被疑者が個別の事象について責任を認めるかのような発言をすることは格別，完全な自白をすることは稀である。さらに，組織犯罪で，共犯その他組織の構成員に関連する場合，司法



協力者制度を利用する意思がある被疑者からは、ある程度の自白がなされることが多いと言える。

警察による簡易陳述の聴取において自白する被疑者もいるが、その自白は公判で証拠として用いることができない。簡易陳述の聴取は、例えば、警察が自白した被疑者から凶器のナイフの所在を聞き出し、その後のナイフの発見に向けた捜査に役立てる場合などに用いられる。



ローマ地方検察庁視察時の状況

### (3) 視察時における弁護士会からの説明

被疑者の取調べには弁護人が立ち会うこととなるところ、取調べの時間は、まちまちであり、数分で終わることもあれば、1日ばかりとなることもある。最も長いときで、数日にわたることも稀にある。

被告人が公判廷で黙秘した場合、捜査段階の取調べにおける被疑者の供述を記載した調書が実質証拠として採用されることとなり得る。そのため、弁護人としては、取調べにおいて、被疑者が、検察官の質問を受けて答えるのではなく、自己の言い分について自発的に供述するよう助言する。

被告人が公判廷で捜査段階とは異なる供述をした場合も、捜査段階の取調べで作成された調書が、弾劾証拠として採用され、弁論用資料綴りに数多く編てつされる結果となることがある。

## 2 取調べの録音・録画制度

### (1) 制度概要

拘禁された被疑者の取調べは、その全体を録音又は録画の方法により記録しなければならず、これに違反して得られた供述を証拠として使用することはできない（141条の2）。

なお、被疑者以外のいわゆる参考人の取調べについての録音・録画制度は設けられていない。

### (2) 視察時における検察官からの説明

身柄を拘禁された被疑者の取調べ（前記のとおり、検察官により行われるものである。）は、義務的な録音又は録画の対象となる。取調べの場面を選ばず、その全過程について録音又は録画を行う。実際には、設備の必要性や機動性などの観点から、録画ではなく、録音のみを実施することが多く、市販のレコーダーを用い



て録音を実施している。法律上、録音・録画は、技術のある事務員が行うこととなっているが、そのような事務員がないときは、鑑定の方法により外部に委託することもある。

検察官は、取調べの結果について、録音・録画とは別に、簡易調書を作成する。簡易調書には、取調べの日時・場所及び取調べ内容の概略を記載する。もっとも、正式に証拠とされるのは、通例、録音・録画又はその反訳である。

このように、録音・録画は、調書の代わりになるものであって、被疑者側が録音・録画を拒否することはできない。被疑者が録音・録画の下での供述を拒否した場合には、取調べを行わないこととなる。そして、簡易調書に、被疑者が供述を拒否した旨記載する。

被疑者が身柄を拘束されていない在宅事件については、検察官がその裁量により録音・録画を行うことができる。事案が複雑で、被疑者から自白が得られると期待できるときや、被疑者による話し方のニュアンスが重要な意味を持つときは、在宅事件であっても、録音・録画を実施することがある。

録音・録画記録の公判廷での使用方法に関し、被告人が公判廷で捜査段階と異なる供述をした場合には、検察官は、これを弾劾する質問の中で、取調べにおける被疑者の供述内容を明らかにし、このような方法を通じて、捜査段階における供述が、被告人の公判供述の信用性に関わる証拠となる。

### (3) 視察時における弁護士会からの説明

司法協力者の取調べについては録画がなされるが、それ以外の取調べについては録音のみなされるのが通常である。弁護士会としては、質問時の被疑者の反応を確認できることから、録画の方が公判で有益であると考えている。

取調べ状況の確認のため公判廷で録音記録を再生することは、稀ではあるものの、ある。

## 3 弁護人の立会い

### (1) 制度概要

被疑者の取調べに当たり、弁護人が選任されているときは、少なくとも24時間前に弁護人に対してその旨の通知を行わなければならない。弁護人は、取調べに立ち会う権利を有する。ただし、証拠収集等のための緊急性があるときは、検察官は、弁護人に対し、遅滞なく、かつ実施前に通知をした上で、弁護人の立会いなく取調べを行うことができる（364条）。

他方、警察が在宅被疑者について行う簡易陳述の聴取については、必要的に弁護人を立ち合わせなければならない（350条3項）。

### (2) 視察時における弁護士会からの説明

新刑訴法の施行後は、ほぼ100パーセントの事件で、被疑者の取調べに弁護人が立ち会っている。弁護人の立会いなく取調べが行われた場合、その手続は無効となる。事情聴取に対して答えているうちに被疑者となり得るときや、検束さ

れた被疑者が法律の規定をよく知らずに自発的な供述をしているときに、警察がこれを悪用すると、調書に無理矢理署名させられてしまう危険がある場合などに、特に弁護人の立会いの意義がある。

取調べに立ち会うに当たり、弁護人は基本的に受動的（passive）であるべきと考えている。弁護人は、録音・録画がなされる場合に簡易調書の内容が正確



ローマ弁護士会視察時の状況

なものとなっているか、また、取調べの方式が法律の規定を遵守しているかを監視するし、不適切な質問がなされた場合にはこれに介入することもある。

弁護人の立会いが行われているため取調べの録音・録画を行うことの意義が失われるということはないと考えており、例えば、公務員に対する犯罪の逮捕時等においては、警察により被疑者に暴力が振られることもある。

イタリアにおいては、弁護人にも「防御的捜査権」が認められており、弁護側の証人尋問請求に際し、公判廷で証人がそれ以前と異なる証言をしたときのため、弁護人が証人の供述を録音しておくこともある。そのため、ローマ弁護士会内にも専用の録音室が1室設けられている。

### (3) 視察時における検察官からの説明

緊急の場合、弁護人の立会いなく取調べを行うことができるが、事後的に公判廷でその手続が違法とされるおそれもあるので、弁護人の立会いなしで被疑者の取調べを行うことは例外的である。実際に弁護人の立会いなしで取調べを行うのは、弁護人が選任されており、取調べ開始の24時間以上前に弁護人に対する通知をしたものの、取調べの日時に弁護人が出頭せず、かつ、被疑者において弁護人の立会いなしで取調べを受けることに異義がない場合である。

## 第4 通信・会話傍受等

### 1 通信・会話傍受等

#### (1) 制度概要

##### ○ 通信・会話傍受の要件及び対象事件

通信（コンピュータ通信及びデータ通信を含む）・会話傍受は、無期又は長期5年を超える懲役刑を定める犯罪、薬物犯罪、武器及び爆発物に関する犯罪、密輸入に関する犯罪、電話を用いた脅迫や名誉毀損等を対象犯罪とし、これら犯罪の重大な兆候が認められ、傍受が絶対に必要な場合に、検察官の請求により予備捜査担当裁判官からの令状を得て、これを行うことができる（266条）。遅延が捜査に重大な支障を与えるなど緊急の場合

には、検察官の命令により傍受を行うことができ、その場合、48時間以内に予備捜査担当裁判官の追認を受ける必要がある。

○ 傍受の実施場所、手続及び期間

傍受は、原則として検察庁において実施され、その期間は、原則として15日間であるが、予備捜査担当裁判官の許可により、予備捜査の期間中、15日間ずつ延長することができる。組織犯罪については傍受の要件や期間制限が緩和されており、傍受期間は、原則として40日間で、20日間ずつの延長が認められ得る。

なお、傍受に際して通信事業者等の立会いは義務付けられていない一方、当事者に対する一定期間内の告知が必要とされる。

(2) 視察時における検察官からの説明（ローマ地検内の傍受施設見学時の説明を含む。）

傍受については、捜査のための傍受（司法傍受）と捜査外の傍受（予防傍受）とがある。後者の例としては、検事正又はその委任を受けた検察官の許可に基づいて行われる警察による予防傍受があり、この傍受の場合、その目的を果たしたときは傍受記録を廃棄しなければならないが、また、傍受内容を公判廷で証拠として用いることはできない。そのほか、予防傍受の例として、各州の控訴院付検事総長の許可に基づいて行われる、テロ対策や諜報目的での傍受がある。

司法傍受は、司法官の監督の下で行われることとなっているため、捜査を担当する警察官が地方検察庁の傍受施設までやって来て、傍受した通信等を聴取し、必要な部分の記録を作成して、重要と思われる部分を検察官に報告する。

ローマ地方検察庁内部の傍受施設は、4つの区域から構成される。①操作室、②管理室、③センサー室、④捜査官が実際に傍受記録を聴取する傍受室である。①操作室においては、傍受を行うに当たっての機器の接続や必要な傍受記録の転送などの操作を行っている。②管理室においては、実際に行われている傍受の進行状況を管理している。現時点（視察時）では、11の通信事業者の回線を利用して1832件の通信傍受を実施している。1つの「センサー」と呼ばれる機器で1回に250回線分の通信を受信することができ、8個のセンサーがあるため、同時並行で2000件の傍受に係る通信を受信できる。これは、ローマ地検が独自に開発したものであり、他の地検では別の機器をリースして行っているところもある。

③センサー室には、センサーのほか、受信した通信や会話を受信するレーザーやこれらを記録するレコーダーが置かれている。センサーの突起状の端末が、傍受室の一つ一つのブースと対応している。会話傍受の例をとれば、傍受機器のマイクが拾った音声が、トランスポンダーまで送られ、トランスポンダーからこの傍受施設までは光ファイバー又はケーブルを通じて送信されて、それをレーザーで受信し、レコーダーに記録した上で、サーバーを介して各ブースに送り、そこで担当捜査官が傍受した会話を聴取することとなる。

④傍受室に設置されたブース（百か所近いブースが並んで設置され、視察時、

数十名の警察官及び通訳人が傍受記録を聴取していた。)は、「携帯電話, 固定電話及びFAX」, 「Eメール」, 「会話」など, 傍受の対象に応じて, いくつかのブロックに分かれている。傍受する内容は全て自動的・機械的にサーバーに記録されるので, 担当する警察官が常時このブースに張り付いていなければならないものではなく, 必要なときにこの施設に来て傍受記録を聴取することもできるし, その警察官がいる警察署まで傍受記録を転送することもできる。人が24時間張り付いているのは, ①の操作室のみである。

### (3) 視察時における内務省警察総局からの説明

通信・会話傍受は, 非常に素晴らしい捜査手法である。会話傍受の傍受機器を自宅に設置するためには, 一般犯罪の場合, 実際に当該居宅内で犯罪が行われていることを疎明する必要があるが, マフィア型犯罪については, そのような要件は不要であり, 予備捜査裁判官の許可を得て, 継続的に傍受を行うことができる。

会話傍受の傍受機器を設置する方法としては, 例えば, ①水道工事業者を装って対象とする室内に立ち入る, ②捜査機関と連携する鍵屋が施錠を解き, 秘密裏に室内に立ち入る, ③搜索を装って当該室内に立ち入る方法などがある。

## 2 その他の科学的捜査手法等（視察時における内務省警察総局からの説明）

内務省警察総局犯罪対策局において, 科学警察部の見学を行った。見学内容及びその際の担当者からの説明は, 次のとおり。

### (1) 声紋識別

対象となる音声の声紋を分析し, 統計的手法を用いて対比・識別する。イタリア国民700名の声紋サンプルと対象者の声紋とを対比して, 類似する声紋を特定し, それによって, 当該特徴を有する声紋を持つ者がどれくらいの数存在するかを割り出す。現在の誤差が生じる確率は1.65%である。今後は, より正確な識別を可能とするため, 地方の方言についても声紋のモデルを確立することを検討中である。

声紋識別は, 警察からの依頼により捜査過程で被疑者を絞り込むために行うこともあれば, 検察官からの依頼により公判立証のために行うこともある。こうした鑑定の証拠能力は認められている。

### (2) データ抽出

パソコン, 携帯電話などのデータの抽出を行う。

### (3) 音声のフィルタリング

会話傍受を実施した際に, 傍受した音声に混じっている雑音を除去する。傍受の原記録ではなく, 複製でフィルタリングを行っており, 音声をクリアにすることで反訳が容易になる。

### (4) 通信傍受その他電子捜査

メールやチャット, Facebookの傍受のほか, ウィルスファイルを送付し, 相手方のパソコンのマイクやカメラを利用して映像や音声を手し, あるいは, そのパソコンの中にあるファイルを送付させて入手する捜査手法も, 通信・会話傍受と同様の要件・手続により行うことができ, 通信傍受と対比すると犯罪者側の警

戒も薄いので、効果を挙げやすい。この部署では、これら通信・会話傍受に係る捜査現場への技術的なサポートを行っている。

ウィルスファイルを用いる手法としては、捜査機関側からウィルスファイルを送付して被疑者にファイルを開かせて感染させる方法と、被疑者の自宅などに秘密裏に立ち入ってパソコンをウィルスに感染させる方法のいずれかが用いられる。ウィルスファイルを用いる手法を活用した例として、長期逃亡中の被疑者の所在がおおよそ判明したので、ウィルスを送付し、被疑者がそのファイルを開いたので、被疑者のパソコンから送られてくる音声や映像により、その場合の状況を全て把握することができ、被疑者の所在を特定できた事例がある。このような手法は、実際に非常に役立っている。

ウィルスファイルを用いる手法についても、手続調書を作成し、それに対象とするIPアドレスを記載する。被疑者がインターネットカフェを利用している場合には、事前に被疑者の行動確認を行って利用するカフェを特定した上、当該カフェが協力的であれば、その管理者に依頼して、被疑者が特定のIPアドレスのパソコンを利用するよう誘導することを依頼するが、そうでない場合には、全てのパソコンをウィルスに感染させる。このような手法は、主として逃亡犯罪者の動向確認に利用されており、この研究所でサポートをするのは月に5ないし10件程度であるが、カラビニエリや財務警察でも同様の手法を用いている。

このような手法による傍受に関しても、リアルタイムで傍受内容を聴取しなければならないものではなく、機械的・自動的に傍受内容を記録しておき、後に必要な部分を閲覧・聴取している。

#### (5) 情報分析

電話、パソコン、SNSなどの情報の分析を行っている。司法当局が通信事業者から押収した通信記録を基礎的なデータとして用いる。通信事業者の通信記録は課金するためのデータであるので、通常は見にくいですが、イタリアの会社が開発した特定のソフトを用いて見やすくしており、SIMカード情報に基づいて、被疑者が利用する電話を換えたかどうか、外国からの通信であるか、どのようなオペレーターを用いたかも判明する。

交通事故の事案で、目撃供述によれば被疑者は若者であったが、自首してきたのが高齢の者であったときに、その者らの携帯電話が使用された場所を分析することにより、身代わり出頭であったと判明したものがある。

#### (6) 傍受に係る備品等

会話傍受や映像による監視を行うために用いる機材等を管理している。これらの手法は、犯罪者にも認識されているので、秘密録音のための機材をタバコの箱の中に取り付け、あるいは、偽物の石、木の幹、信号機などに機材を取り付けるなどの工夫をして機材を設置し、そこから映像や音声のデータを圧縮して送信する。

捜査対象とする車の内部又は外部にGPSを取り付けて追跡することもある。内部に取り付ける機材は、車のバッテリーから電源を取る。車外に取り付けるものは電池を内蔵しており、約20日間持つが、電池が切れた場合には取替えに行

かなければならない。

傍受のための機材を車内や室内に取り付けるときは、裁判官の令状が必要であるが、車外に取り付けてGPSで追跡するだけであれば、検察官の許可で足りる。

## 第5 司法協力者（改悛者）制度及び証人保護方策

### 1 制度概要

#### ○ 司法協力者（改悛者）制度

テロ犯罪，マフィア型犯罪，薬物犯罪，誘拐，人身売買等について，検察官に協力し，供述事項を記載した書面を提出した上で供述し，その供述内容が有用性，信頼性等の要件を充たした場合，裁判官は，その裁量により，刑の軽減，人的保全処分の軽減・解除，確定した刑の執行上の優遇措置等を付与することができる。

マフィア型犯罪に関し，事実の再現又は犯罪者の特定若しくは逮捕に決定的な証拠の収集に際して警察当局又は司法当局に具体的な協力をしたときは，無期懲役刑は12年以上20年以下の有期懲役刑に，その他の刑は3分の1以上2分の1以下を軽減される（1991年法律203号により改正された1991年緊急政令152号8条）。

また，1992年の法律により，身柄拘束中の被疑者・被告人等に対して警察官等が事情聴取し，司法協力者となる意思があるかどうかを見定める手続として「捜査を目的とする対話」が導入された。

#### ○ 証人保護プログラム

司法協力者又は証人が証言することにより犯罪組織等によって危害が加えられるおそれがあるときは，検察官の請求により，内務省に設置された証人保護中央委員会及びその地方支部において，証人及びその家族に対し，身分の改変，居住地の変更及び住居の提供，経済支援，警察による警護等の保護措置を提供する。

### 2 視察時における検察官からの説明

#### (1) 司法協力者制度の下における手続等

司法協力者（改悛者）制度の下で，被疑者は，司法協力を行うと決定した日から180日以内に協力の内容を明らかにする必要がある，その内容は簡易陳述書に記載される。簡易陳述の際に，重要な事実を隠しており，180日間の経過後に新たな供述をした場合，その供述は公判廷で証拠として採用されない。

司法協力を行うことによる利益としては，①保護措置を受けることができること及び②刑の軽減を受けられることが挙げられる。他方，保護を受けるための協力者の義務は，知っている内容を隠さずに全て供述すること並びに自己及び近親者の財産を開示することであり，例えば，保護が開始された後に協力者が別の重大な犯罪を犯していることが判明した場合には，保護だけでなく，減刑も取り消



されることとなる。司法協力者が恩典を得るため制度上公判証言が不可欠とされるものではないが、実際には、ターゲットとなる被告人が簡易公判を選択した場合を除き、予備捜査段階での供述が公判廷での証拠となるわけではないため、公判廷での証言まで求めるのが通例である。

イタリアのマフィアの中でも、組織によりその性質が異なるため、司法協力に応じるかどうかにも差がある。例えば、レッジョ・カラブリアという地域のンドランゲタという組織は、家族としてのつながりが強く、協力者は少ないのに対し、ナポリのカモーラという組織は、多くの下部組織から構成された混成組織であり、協力者が多い。また、シチリアマフィアは、1990年代は協力者が多かったが、最近は少ない。それ以外の組織犯罪への加功者は、拘禁されれば協力する者がほとんどである。

## (2) 捜査を目的とする対話

拘禁された者を対象とする「捜査を目的とする対話」という手続がある。この手続の目的は、①司法協力者になり得る者に対して協力による利益を伝達するとともに、②非公式な形で情報収集を行い、その協力にどれだけの価値があるか見極めるために行われる。この手続は、予備捜査裁判官から許可を受けた警察官やマフィア対策検察庁の構成員により行われるものであり、それにより得られた供述は、公判廷で証拠として使用することができず、この手続についての調書や記録も作成されない（捜査を目的とする対話は、取調べとは異なる手続であるので、録音・録画義務の対象ともならない）。そのため、ある被疑者・被告人が司法協力者となる意思を固めた場合、唯一作成されるのは、上記の簡易調書であり、この中に、捜査を目的とする対話の回数、日時及び対話者が記録されることとなる。一般には、捜査官による刷り込みや供述人の記憶の混乱を避けるため、このような非公式な手続を採る期間は、できる限り短い方がよいと理解されている。

## (3) 司法協力者による供述の信用性担保方策等

司法協力者の供述については、刑事訴訟法192条の規定により、補強証拠が必要とされる。

協力者となり得る者の供述の信用性を見極めるため、協力の意思が示された場合であっても、まずは、録音・録画の下で通常取調べを数回行い、被疑者の性格等を把握した上で、180日以内に作成すべき簡易調書の作成を行うことが多い。全ての司法協力者が身柄を拘束されているわけではないため、司法協力者の取調べについて必ずしも録音・録画が義務付けられるものではないが、実際には





録音・録画を実施するのが通例である。

### 3 視察時における内務省刑事局保護部からの説明

#### (1) 証人等保護制度の法的根拠等

現行の保護制度は、1991年3月15日法律82号に基づくものであるところ、その対象は、大別して、①犯罪組織に所属していたが、改悛してこれを離脱した者（改悛者）と、②協力証人（通常の証人）である。

#### (2) 保護プログラムの内容等

保護プログラムは、国と保護対象者との間のいわば契約であり、国側からは、身体の安全保護と経済的支援とを提供する。保護対象者側は、①証言をすること（既知のものではなく、新たな内容であって、かつ、他の証拠によりその内容を確認できるものであることが必要とされる。）及び②犯罪を繰り返さず、護衛する者に身体の危険が及ぶ行為を行わず、あるいは、裁判所に出頭すること等の他の義務を負う。

保護プログラムによって提供される保護の内容は、①居住地の変更、②異なる身分の付与（一時的な仮名の身分証明書を交付するものと、永久的な身分変更の双方がある。）、③経済的支援（自宅の提供、生活費の支援、裁判費用等の法律支援、子女の教育支援）があり、保護対象者が改悛者である場合には、更に④刑の軽減、刑期の短縮、施設外処遇への変更などの恩典や、⑤護衛などの通常の保護も付与される。

2001年の法律45号により、証人と改悛者とが区別され、証人に対しては、更に⑥低金利でのローン、⑦証言による収入減少に対する補償が追加される一方、このような協力証人となり得る資格が明確化され、(ア)目撃証人、(イ)家庭内の犯罪に関する証人（例えば、夫の殺人の犯行を目撃した妻）、(ウ)企業家や自営業者が脅迫の対象となり又は高金利罪の被害者となった場合とされた。



内務省警察総局視察時の状況

保護プログラムの適用については、法律の規定に基づき、2年ごとに中央委員会がその評価を行った上で見直すこととされており、ターゲットとなる被告人の判決が確定した場合、保護が打ち切られることもあるが、なお危険が継続しているときは、更に2年間延長される。また、プログラムの終了時には一時金が交付される。これまで保護対象者に対する報復やその未遂が報告されたのは、協力者がその義務を遵守しなかったためプログラムが強制的に打ち切られた事案である。

#### (3) 保護の実施件数等

保護対象者の人数は、現時点（視察時）で、改悛者が1093名と約1000家族、証人が、88名と約100家族であり、合計5478名となっている。このうち、改悛者の内訳を見ると、自由の身にある者が467名、刑務所とは別の場所で服役中の者が396名、刑務所で服役中の者が230名となっている。なお、改悛者については、刑期の少なくとも一部を刑務所で受刑することが法律上必要とされている。

保護に要する予算は、年額約8000万ユーロであり、その内訳は、保護対象者の生活費が56%、居住地の賃料が28%、法律支援が1%、警護費用が3%、医療費が1%、移動費が6%、その他が5%となっている。

このように、証人保護プログラムには莫大な予算が必要であるほか、警察の負担も大きい。証言が得られるお陰で裁判が開始できる。

## 第6 特別な公判手続

### 1 制度概要

刑事手続の迅速化等を目的として、次のような特別な公判手続が設けられている。

○ 簡易公判（短縮裁判）（438条ないし443条）

被告人は、予備捜査担当裁判官に対し、公判審理を省略して、予備審理のみにより非公開で事件の審理を行い、判決をするよう請求することができ、裁判官がこれを認めるときは、簡易公判を決定する。

簡易公判により有罪判決がなされるときは、有期懲役刑は、その3分の1が軽減され、無期懲役は、懲役30年に代えられる。

○ 当事者の請求に基づく刑の適用（折衝）（444条ないし448条）

被告人及び検察官は、予備捜査段階を含め、予備審理における主張を行うまでの間又は下記直行公判における第一審の弁論開始宣言がなされるまでの間、裁判官に対し、一定限度の刑（3分の1を軽減した罰金刑や、3分の1を軽減して5年を超えない懲役刑等）を適用するよう請求することができる。

裁判官は、書面審理により、犯罪の法的評価の正確性と請求された刑の相当性を審査し、正当と認めるときは、直ちに請求された刑による判決を言い渡す。その場合、主文中に当事者の請求があったことを明示する。

一定の犯罪であって、その刑が2年を超えるときは、この手続を利用することができない。

○ 直行公判（449条ないし452条）

被疑者が現行犯逮捕された場合等において、予備捜査を事実上省略し、予備審理を経ずに直ちに公判を行うことが相当と認めるときは、逮捕から48時間以内に追認及び公判審理のため裁判官の面前に出頭させ、直ちに公判審理に移行する手続である。

○ 即時公判（453条ないし458条）

証拠が明白である場合であって、被疑者が当該事実について取調べを受け

又は取調べのための出頭に応じなかったときは、検察官の請求に基づき、予備捜査担当裁判官の決定により、予備審理を省略して直ちに公判が開始される手続である。

○ 有罪刑事命令（略式手続）（459条ないし464条）

検察官の請求に基づき、予備捜査担当裁判官が、予備捜査による捜査記録に基づいて罰金の支払いを命ずる手続である。

## 2 視察時における裁判官からの説明

### (1) 簡易公判について

簡易公判は、どのような事件についても利用できるが、予備捜査段階の記録のみに基づいて審理を行うことができることが前提となる。実際には、窃盗、強盗、薬物取引のほか、殺人事件でもこの手続が利用されることがある。被告人は、この手続を利用することにより3分の1の刑の軽減を得られることから、現行犯逮捕された事件や自白事件について簡易公判が利用されることが非常に多い。近時社会の耳目を集めた殺人事件で、共犯者の一人が現に簡易公判を利用し、無期懲役が軽減されて有期懲役に処せられた例がある。

簡易公判により有罪判決がなされる場合、「本来懲役3年であるが懲役2年」というように、判決の主文で軽減した事実を明示することもあるし、判決の理由中にその旨記載することもある。

### (2) 当事者の請求による刑の適用について

当事者の請求による刑の適用は、検察官と被疑者との間で合意した刑の適用を請求するものであり、かなりの犯罪がこの手続の対象となり得るが、裁判官は、当事者による請求を却下することもできる。請求が却下されて別の裁判官により審理がなされることとなる場合、再度刑の適用を請求することができないこととされており、当初当事者間で合意していたよりも高い刑が科されることとなるのが通常であるため、被告人がこの手続を利用することにはリスクもある。

被告人が当事者の請求による刑の適用手続を利用することのメリットとしては、①自分の刑を弁護人と協議して事実上自分で決められること、②訴訟費用の支払いを命じられることがないこと、③公民権停止などの附加刑を命じられることもないこと、④有罪判決を受けて5年を経過すると、罪が消滅し、前科として残らなくなること（445条参照）が挙げられる。

## 第7 証拠開示

### 1 制度概要

弁護人は、前記の取調べや簡易陳述の聴取への立会いのほか、予備捜査段階で行われる捜索及び押収にも立ち会う権利を有するところ、これらの手続行為に関して作成される調書は、原則として当該行為から3日以内（重大な理由があるときは、検察官の理由を付した命令により、30日間を超えない期間延長され得る）に検察の事務局に寄託され、弁護人はその後5日以内にこれを閲覧

・ 謄写することができる（366条）。

予備捜査の終了に際してその結果を被疑者及び弁護人に対して通知する際には、当該通知に、被疑者及び弁護人において捜査資料を閲覧・謄写できる旨の通告が添えられる（415条の2・2項）。

## 2 視察時における検察官からの説明

予備捜査の終了時に通知を発する段階で、捜査記録の完全な開示を行うが、ここで開示されるのは、被疑者本人に関する証拠であり、共犯者等に関する証拠は開示しないこともある。

## 第8 被疑者国選弁護

### 1 制度概要

被疑者が逮捕又は検束された場合、警察官は、被疑者に対し、私選弁護人の選任権を告知するが、被疑者が私選弁護人を選任せず又はこれに欠けるときは、国選弁護人が選任される。各弁護士会は、国選弁護の実効性を確保するため、国選弁護人名簿を作成するとともに、国選弁護人の指名の基準を定める（97条）。貧困者の場合、その申立てにより、国費による弁護を受けることができる（98条）。

### 2 視察時における弁護士会からの説明

国選弁護人となるためには、まず、弁護士会が作成する国選弁護人名簿に掲載されなければならない。そのためには研修を受けなければならない。ローマ地域の弁護士数は約2万5千人であるところ、このうち国選弁護人として登録されているのは約1500人である。当番表は、民間の会社に委託してランダムに作成する。国選弁護は、数年前まで無償で行われており、現在は国費から費用が補填されているが、国の財政状況の悪化や弁護士数の増加から、かつてのように無償に戻した方がよいかもしれないとの意見もある。

## 第9 被害者支援

### 1 制度概要

犯罪被害者は、刑事裁判に参加することができるが、それに当たり、弁護人を選任することができる（101条）。資力に欠ける場合には、国費による弁護を受けることもできる（98条）。

### 2 視察時における裁判官からの説明

国費による被害者弁護人の費用の支援が行われており、性犯罪の被害者については、その所得にかかわらず、自ら選任した弁護人の費用が国費で負担され得る。

犯罪被害者は、附帯私訴を通じて刑事裁判に民事当事者として参加することができ、論告では、求刑ではなく、損害賠償を請求する。

### 3 視察時における弁護士会からの説明

被害者は、民事当事者として附带的に刑事事件に参加することができる。被害を受けた団体も、一定の要件を充たせば、民事当事者として同様に参加できる（ただし、団体の適性については裁判所が厳格に審査する。）。これらの者は、証拠調べを請求することができ、求刑に当たっては、適切な刑を求める旨の意見を述べるとともに、損害賠償命令を求めることとなる。民事当事者が参加するのは予備審理以降であり、それ以前は、検察官に対して捜査を督促する程度ではないか。

被害者支援のため、国費弁護士費用の支払い対象事件が設定されている。ローマ地域には、被害者の弁護士となる資格のある弁護士が約4千人いる。

## 第10 その他組織犯罪対策（視察時における内務省警察総局マフィア対策庁（D I A）の説明）

マフィアの力の源泉である経済力には強大なものがあり、全世界のGDPの約5%、イタリアのGDPの約10%が犯罪組織により生み出されているとの指摘もあるところ、近時、イタリア・マフィアの国外進出等も確認されており、こうした組織犯罪に対処するためには、単発の事件捜査では不十分であって、組織自体を打破することが必要となる。1982年に刑法が改正されてマフィア型結社罪が導入され、通常の結社罪と対比して大幅に法定刑が加重されたが、これ自体は、マフィアの摘発のための有力な手法となっている。

マフィア型犯罪への対応方法としては、司法捜査と予防捜査の2種類がある。予防捜査は、更に人に対するもの（予防的人的保全）と資産に対するもの（現金、企業そのもの、銀行口座、不動産など）に分かれる。D I Aでは、I部が予防捜査、II部が犯罪捜査、III部が国際関係を担当しており、2000年代初めまでは犯罪捜査を多く行っていたが、近時は、より早い段階での予防的手法に重点を置いている。

予防捜査は、主として3つの分野において行っており、それは、①不法資産への攻撃、②公共入札へのマフィアの介入の排除及び③マネーロンダリング対策である。①に関しては、予防的手法として行政没収の制度が存在し、刑事の確定判決なくして、「合理的な疑い」を基礎付ける状況証拠に基づいて資産を没収することができる。2008年から2011年までの間に、約210億ユーロ相当のマフィアの資産を保全し、約55億ユーロ相当の資産を没収した。②に関しては、D I Aにおいて、各県の警察力を調整・統括する役割を果たしており、2008年から2011年までの間に、公共工事にかかる書面審査を3873件、実際の工事現場の検証を369件行った。

## フランス共和国視察結果（概要）

### 第1 刑事司法制度の全体像（参考）

#### 1 関係機関

##### (1) 裁判所

第一審を管轄する裁判所は、違警罪事件を審理する違警罪裁判所（小審裁判所に設置）、軽罪事件を審理する軽罪裁判所（大審裁判所に設置）、重罪事件を審理する重罪院（控訴院に設置）に分類される（注）。

第二審を管轄する裁判所は、違警罪及び軽罪事件を審理する控訴院と、重罪の控訴事件の審理管轄する重罪控訴院に分類される。

そのほか、法律解釈の誤りを理由とした破棄申立事件を審理する法律審として、破毀院が置かれている。

（注）重罪・軽罪・違警罪の分類は以下のとおり。

- ・重罪：法定刑が無期拘禁刑又は長期15年以上30年以下（短期は10年以上）の有期拘禁刑に当たる犯罪（故殺，謀殺，逮捕監禁，強窃盗重傷害，組織的強窃盗等）
- ・軽罪：法定刑が長期10年以下の拘禁刑，罰金刑等に当たる犯罪（窃盗，詐欺，収賄，8日を超える労働不能を引き起こす傷害等）
- ・違警罪：法定刑が罰金刑等の犯罪（軽傷害，軽微な暴行等）

##### (2) 検察官

検察官は、公訴を遂行し、法令の適用を確保することを任務とし、各裁判所に附置された検事局に所属している。

検察官は、捜査段階において、司法警察を指揮して個々の犯罪捜査活動を実施させるほか、公益の擁護者として位置付けられ、手続の適正性を監督する責務を負っている。また、検察官は、訴追官として、起訴及び予審開始請求を行い、予審段階においては、予審対象者等の尋問に立ち会い、真実発見のために有用と認める一切の処分を予審判事に請求し、予審判事の行う全ての決定に対して抗告を行う等の権限を有している。

##### (3) 警察

フランスの警察組織には、内務省系の国家警察，国防省系の軍隊の一部である国家憲兵隊（「ジャンダルムリ」），一部の市町村に置かれる自治体警察の3つが存在するが，自治体警察の組織・権限は小さく，実質的には前二者が治安維持の任に当たっている。

捜査段階では，検察官の指揮・監督の下，予審段階では，予審判事からの囑託を受け，捜査・証拠収集を行う。

### 2 刑事手続の流れ

#### (1) 捜査

捜査は，検察官の指示・指揮の下で，司法警察員又はその監督下の司法巡査（以下，国家憲兵隊員も含めて，単に「警察官」という。）において実施される（検察官は，通常，自ら個々の捜査活動を行わない。）。

警察官は、警察留置が終了した時点で、起訴を理由付ける証拠が収集された者については検察官に送致し、又は検察官の指示を得て釈放する。

検察官は、被疑事実を認めるに足る証拠があり、訴追が可能かつ必要と判断した場合、当該被疑事実が重罪に当たるときは、必要的に予審開始請求を行い、当該被疑事実が軽罪・違警罪（予審は任意的とされている。）に当たるときは、予審手続が必要と判断した場合に限って予審開始請求を行い、予審手続は不要と判断すれば軽罪裁判所、違警罪裁判所等に起訴する。他方、検察官において、被疑事実を認めるに足る証拠がないと判断した場合や、訴追が法律上不可能又は不要と判断した場合には、不起訴処分をする。

なお、重罪又は軽罪の被害者も、予審判事に附帯私訴を伴う告訴をすることにより私訴原告となることができ、この場合においても予審開始請求がなされ得る。

## (2) 予 審

予審は、予審判事（各大審裁判所に所属する。）による証拠収集手続（注）であり、予審判事は、その結果に基づいて、事件を判決裁判所における審理に付するか否かを決定する。前記のとおり、重罪事件では予審は必要的に実施され、軽罪・違警罪事件では任意的に実施される。

（注）予審は、公判開始前の証拠収集手続であり、その意味で我が国の検察官による捜査活動に類似する面がある。

予審判事は、法律に従って、真実発見のために有用と思料する一切の予審処分を行うものとされ、予審が開始された事実に関し、自ら又は司法警察員や他の予審判事等に囑託することにより、臨検・捜索・押収、通信傍受、証人尋問、予審対象者の尋問等を行う。ただし、司法警察員に予審対象者の尋問を行わせることはできない。

予審判事は、判決裁判所による審理が可能な程度に証拠収集が完了したときは、重罪を構成すると認める事件は重罪院に移送し（公判手続に付する手続である点で、我が国における公判請求に相当する。）、軽罪又は違警罪を構成すると認める事件はそれぞれ対応する判決裁判所に移送する。他方、事実が犯罪を構成しない場合や十分な嫌疑が存しない場合には、免訴決定により予審手続を終了する。

## (3) 公 判

違警罪裁判所、軽罪裁判所、重罪院の公判審理では職権主義が採られており、裁判長は、一件記録を精読した上で審理に臨み、審理においても、自ら書証を朗読し、検察官・弁護人に先立って被告人及び証人に対して尋問を行う。

また、口頭主義が採られており、原則として、公判廷に口頭で顕出された証拠のみに基づき判断するものとされる。書証は朗読によって取り調べられる（注）が、供述調書も、証人が欠席した場合又は在廷する証人等が行った供述を審査する場合でなければ、朗読することはできない。なお、書証につき伝聞法則は採用されていない。

（注）朗読によって法廷に顕出された内容を裁判所の心証形成の基礎とすることができるとされている。

罪責認定手続と量刑手続とは分離されていない。



## 第2 身柄拘束

### 1 警察留置（ガルダ・ビュー）

#### (1) 制度概要

警察官は、重罪又は拘禁刑に処せられる軽罪の嫌疑を有する者について、無令状で、最長24時間身柄を拘束することができ、24時間以内の延長も認められている（刑訴法63条。なお、以下において、特に記載する場合を除き、引用する条文は同国刑訴法の条文である。）。さらに、706-73条に掲げる一定の組織犯罪、薬物犯罪、テロ犯罪等については通算合計96時間までの延長が認められている（706-88条）。

なお、警察官は、予審段階において予審判事による囑託を執行する際にも、警察留置を行うことができる。

#### (2) 視察時における予審判事からの説明

被疑者が警察留置の対象となり得る犯罪を犯したと疑われる場合は、基本的に警察留置に置かれている。他方で、警察留置に付された場合、被疑者は、取調べへの弁護人の立会いを求める権利等を有することとなる。

## 2 司法統制処分

#### (1) 制度概要

予審判事又は自由勾留判事（注）は、軽罪又は重罪の嫌疑を有する予審対象者に対し、指定地域以外への移動禁止、居所からの外出禁止、指定する機関等への出頭義務、職業活動又は学業の精励措置や社会復帰及び再犯防止措置に従う義務、旅券その他の身分証の提出義務、一定の人との接触等禁止、保証金納付義務等の法定の17の義務を課す司法統制処分を行うことができる（138条）。

（注）予審対象者の未決勾留や司法統制処分の許否等を決定する裁判官であり、我が国の令状担当裁判官に類似する。

#### (2) 視察時における予審判事からの説明

予審判事が司法統制処分の対象者の全てを監督することは不可能であるため、NPOなどの様々な団体を通じて義務の遵守状況を確認している。パリ大審裁判所では、そのような団体のうち「アソシアシオン・デドウ・ペナル（ASSOCIATION D'AIDE PÉNALE）」など2つの団体を利用することが多く、これらの団体は、予審判事の命令を受けて、予審対象者が、指定する機関等に定期的に出頭しているか、求職活動を行っているかなどを監督する。パリ大審裁判所では、義務の遵守状況の確認だけでなく、教育・社会復帰を図る目的でもこうし

た団体を利用している（特に、心理的な問題を有する若者を心理士に会わせるなど）。予審対象者に対して、単に定期的な出頭義務や被害者との接触禁止義務を課すに過ぎない場合には、義務の遵守状況の確認のため、こうした団体ではなく、警察署を利用することもある。



予審判事及び検察官からのヒアリングの状況

なお、パリ（大審裁判所）では、予審対象者のうち、未決勾留に付される者以外のほぼ全ての者に対して、司法統制処分が行われている。司法統制処分が導入されたことにより、未決勾留の件数が減少した。

司法統制処分が導入されたことにより、未決勾留の件数が減少した。

### 3 電子監視を伴う外出禁止

#### (1) 制度概要

予審判事又は自由勾留判事は、重罪又は2年以上の拘禁刑に当たる軽罪の嫌疑がある場合、予審対象者の同意あるいは請求により、電子監視を伴う外出禁止を命じることができる（142-5条）。予審対象者は、定められた条件を満たし、かつ、所定の目的の場合に限り、住所あるいは指定された居所から離れることができる。そのほか、司法統制処分における各種義務を併せて課すことができる。期間は6か月を超えてはならないが、6か月を超えない範囲で、通算2年まで延長が可能である（142-7条）。

#### (2) 視察時における予審判事からの説明

電子監視を伴う外出禁止措置は新しく設けられた措置であるが、行刑局が対象者の行動を確認するための技術的なハードルが高いこともあって、パリではほとんど利用されていない。

### 4 未決勾留

#### (1) 制度概要

未決勾留は、予審対象者が、重罪事件若しくは3年以上の拘禁刑に当たる軽罪の嫌疑を有する場合、又は司法統制処分や電子監視を伴う外出禁止に故意に違反した場合で、①真実解明のために必要な証拠若しくは物的徴表の保全、②証人若しくは被害者及びその家族に対する威迫の防止、③共犯者等との不正な通謀の防止、④予審対象者自身の保護、⑤予審対象者の出頭確保、⑥犯罪の終結若しくは再犯の防止、⑦（重罪事件の場合のみ）当該犯罪によって生じた、公共の秩序に対する特別かつ持続的な混乱の解消、のうち一個

若しくは数個の目的を達するために唯一の方法であり、その目的が司法統制、処分又は電子監視を伴う外出禁止によっては達することができないことが明らかとなるときに、予審判事の請求に基づき、自由勾留判事の決定により行われる（137-1, 143-1条）。その決定のための手続は、対審手続により、弁護人の立会いの下で行われる（145条）。

未決勾留は、重罪については原則1年以内の身柄拘束が可能であり、最長で通算合計4年までの延長が可能とされている（145-2条）。また、軽罪（ただし、3年以上の拘禁刑に当たるものに限る。）については原則4か月以内の未決勾留が可能であり、最長で通算合計3年までの延長が可能である（706-24-3条）。例外的な場合には、重罪の場合は更に8か月、軽罪の場合は更に4か月の延長が可能とされている（145-1条, 145-2条）。未決勾留は、予審対象者に係る犯罪事実の重大性及び真実の解明のために必要な捜査の複雑性に照らして合理的な期間を超えることができないとされている（144-1条）。

## (2) 視察時における予審判事からの説明

未決勾留に付する割合については、パリ（大審裁判所）の予審判事が扱っている未済事件の総数は約5000件であるところ（注）、事件数と人数とで単位が異なるため割合を算出することはできないが、うち未決勾留に付されているのは1000人程度である。未決勾留に付される人数がその程度にとどまる理由は、軽罪の全てにつき未決勾留が許されるわけではなく、また、必ずしも未決勾留を必要としない事件もあるからである。なお、未決勾留が行われるのは基本的に予審の対象となっている事件であるが、そのほか、軽罪裁判所が未決勾留を命じる場合もある。

未決勾留期間の長さは、犯罪の軽重やその者の前科の有無等にもよる。平均的な未決勾留期間を算出することは難しいが、故殺事件（通常の殺人事件）であれば、平均1年間程度ではないかと思われる。

予審対象者を未決勾留に付するか否かの判断においては、逃亡のおそれ、被害者や証人等に対する威迫防止の必要性、証拠保全の必要性、再犯の可能性、公序（重罪を犯した者が自由に社会に戻ることを防ぐべき要請）等を考慮する。法的には、否認していることを理由に未決勾留に付することはできないが、否認しているということは、事実上、証人・被害者に圧力を加えるリスクや証拠隠滅に及ぶリスクがあるといえるため、これも、未決勾留に付するか否かの一つの判断要素になり得る。

（注）パリ大審裁判所の統計によれば、同裁判所における未済予審事件数は、2010年において5167件、2011年において5102件とされている。

## 第2 被疑者取調べ・予審対象者の尋問について

### 1 被疑者取調べ・予審対象者の尋問の実情

#### (1) 視察時における警察官からの説明

ア 取調べの回数は、事件あるいは犯罪によって異なり、また、捜査方針によっても異なるが、通常、初回の取調べは20分から90分程度であり、その間に人定や犯罪事実の確認を行う。その時点で証人から供述が得られていなければ、次回の取調べで証人の供述と被疑者の弁解の照合を行い、後日、証人との対質（注）も実施する。取調べの回数としては、これらの全てを合計して平均3～4回程度である。取調べの内容は、全て調書に記載される。

警察留置には、捜査を進めるとともにできる限り早く身柄拘束を終えるという相反する要請があるため、弁解聴取に長い時間を費やすことはない。

（注）「対質」とは、一般に、被疑者と被害者など、関係者相互の供述・証言に食い違いがあるとき、これらの者を同席させて互いに弁明させることを指す。

イ 被疑者取調べにおいては、やはり、自白を得ることがプライオリティではあるが、自白を得たとしても必ずしも裁判での証拠になるわけではない（もちろん、その供述をもとに捜査や予審が実施されるという意味では利用される。）。

また、被疑者が自白する割合はさほど高くなく、3割程度であろう。被疑者は、物証（特に監視カメラの映像）を突き付けられて初めて自白することが多い。もっとも、DNA型鑑定の結果を示すだけでは自白しないことが多い。取調べの録音・録画や弁護士立会制度の導入前後で自白率に特段の変化はないと思われるが、それは、そのような制度があってもなくても、基本的に多くの者はうそをつくからである。

ウ 被疑者が黙秘する場合、15分間ほど取調べを実施してもコミュニケーションがとれない場合には、いったん取調べを中止して、その後再度取調べを実施することがある。被疑者が取調べを受けたくないと述べた場合は、取調べを拒否した旨を調書に記載するだけである。

エ 警察官に対する一般的な教育の中で、取調べに関する教育が行われる。そのほか、キャリアにおける特定の段階で、例えば、薬物犯罪の分野の取調べについて特別な教育を受けることはあるが、そのような教育を受けていなくとも、取調べを行う資格はある。

## (2) 視察時における予審判事からの説明

ア 予審対象者の尋問については、最低1回は実施しなければならないとされている（注）が、そのほか、新たに聴取すべき事項が生じた場合には尋問を実施する。また、予審対象者と、共犯者・被害者その他の証人の対質を実施することもある。

（注）116条1項。

尋問の回数・時間については、感覚的なものであるが、故殺の事件（通常の殺人事件）であれば、身上関係の尋問を1回、事実関係についての尋問が2回、の合計3回ほどの尋問を実施し、その時間は1回当たり2時間程度である。

なお、聴取すべき事項がないことや、予審判事の担当している事件数が多いことなどから、予審実施期間中、数か月間以上にわたって、予審対象者の尋問を実施しないことも多い。

イ 調書は、尋問と同時に書記官が作成する。その内容はおおむね逐語的である。

調書には、予審対象者は署名をするが、立ち会った弁護人は署名をしない。

尋問前後に予審対象者と世間話をするようなことはなく、尋問開始前も挨拶程度の会話しかしない。

## 2 録音・録画

### (1) 制度概要

- ①警察留置中の被疑少年の取調べ（少年犯罪に関する刑訴法の特則である1945年2月2日オルドナンス第45-174号）、②重罪の嫌疑により警察留置に付された被疑者の取調べ（64-1条）及び③重罪の嫌疑により予審の対象とされた者に対する尋問（116-1条）について、録音・録画が義務付けられている。
- ①警察留置中の被疑少年の取調べについては、録音・録画の対象となる犯罪に限定はない（ただし、警察留置に付すことのできる犯罪は重罪又は拘禁刑に処せられる軽罪に限られている）。  
 他方、②重罪被疑者の取調べ及び③重罪予審対象者の尋問については、録音・録画の対象となる犯罪は重罪に限定されている。なお、706-73条に規定する一定の組織犯罪、国家の基本的利益に対する侵害に関する罪（反逆、諜報の罪等）、テロ行為の罪等を録音・録画の義務的実施の対象外とする規定について、2012年4月、憲法院は、憲法の定める平等原則に違反して違憲無効であるとした。  
 録音・録画義務の対象となる取調べ・尋問については、録音・録画の範囲は全過程である。
- 「技術的な問題によって録音・録画が不可能であるとき」には、録音・録画義務は免除される。  
 また、②重罪被疑者の取調べ、③重罪予審対象者の尋問については、同一の手続又は複数の手続において同時に取り調べられるべき又は尋問されるべき警察留置に付された被疑者又は予審対象者が多数いるために、全ての取調べ・尋問について録音・録画を行うことの妨げとなるときは、一部の被疑者・予審対象者の取調べ・尋問について録音・録画を行わないことが認められている。
- 録音・録画義務違反の効果に関しては、特に規定は設けられておらず、当該違反が刑訴法の一般規定に該当するか否かの判断によることとなる。

### (2) 視察時における弁護士会からの説明

ア フランスでは、1789年の革命以降、人権という概念が重要視されており、その中には被疑者・被告人の防御の権利が含まれている。これまでの歴史の中で、被疑者・被告人の防御の権利と、公序及び被害者の権利擁護のバランスを図るため、刑事訴訟手続の在り方が模索されてきた。現在の改革の方向性としては、決して被害者の権利を減殺するものではないが、欧州人権裁判所の影響

によって、より被疑者・被告人の権利を擁護する方向に向けられている。

その一つの結果として、ウトロー事件（注）を契機に、被疑者が、警察や裁判官から自白させるための圧力を受けないことを担保するために導入された、録音・録画制度がある。

（注）2000年末に発覚した、フランス北部のウトロー市における関係者多数の未成年被害者に対する強姦等事件であり、同事件では、重罪院で審理を受けた17人の被告人のうち、事実を認めていた4人を除く13人全員が無罪となった。

イ 録音・録画が義務とされている事件において、録音・録画が実施されていないければ、弁護人はその取調べ・尋問の無効を主張することができる。例えば、予審判事の初回の尋問において、犯罪事実の告知や予審開始の通知が行われるが、この尋問が録音・録画されていないければ、これらの手続全てが無効となり、予審に付されたこと自体が無効となって、予審対象者が未決勾留に付されている場合は即時釈放されることになる。

ウ 録音・録画は、取調べ・尋問を行うべき者が多数いる場合には例外的に実施しなくてもよいとされており、予審判事が4～5人の対質を実施した場合にこの例外を適用したというケースがあった。

パリ（大審裁判所）では、むしろ、技術的問題によって録音・録画が実施できないという例外事由によって録音・録画が不実施とされるケースが多い。

従来、テロ事件（等）の取調べ・尋問について録音・録画の対象外とする規定が存在したが、2012年4月6日の憲法院の判決により、その規定は違憲だとされた。それ以降、実務上、テロ事件（等）であっても録音・録画が行われることとなったものと認識している。ただ、憲法院の判決では、細かな制度内容に触れられてはならず、テロ事件（等）について録音・録画の対象外とするのは一貫性に欠けると指摘しただけであり、今後の法改正で、何らかの例外規定が新たに設けられる可能性はある。例外規定を設けること自体が許し難いとは思わないが、十分に正当化されるものでなければならない。

エ 録音・録画媒体は、調書の内容が実際の供述と一致していない旨の異議を申し立てたときに、それを検証するために利用される。ただ、調書の記載内容に異議を申し立てることは、被疑者・予審対象者の供述状況が裁判官・参審員の目に触れるため、ある意味で非常に危険なことであり、実際にそのような申し立てをすることは非常にまれである。

なお、録音・録画媒体は、そのような異議申し立てをしない限り、被告人側に開示されないとされているところ、その理由は、おそらく、訴訟遅延を抑制する点にあり、「供述調書の内容に同意して署名をしたにもかかわらず、なぜ検証する必要があるのか。」という考えによるのではないかと思う。



## (3) 視察時における警察官からの説明(被疑者取調べにおける録音・録画について)

録音・録画により、取調べの内容を記録するとともに、捜査官が被疑者に精神的圧力をかけていないことを記録できる。カメラには、被疑者のみが映り、弁護人は映らない。捜査官は映らないが、声が録音されているため、被疑者に対して精神的圧力を加えていないことは分かる。録音・録画を実施していることが理由で、取調べがやりにくいと感じることは特段ない



警察署の取調室の状況

が、録画用のカメラがエラーを起こしてしまう可能性があることは指摘できる。なお、法律上録音・録画の義務がないにもかかわらず、録音・録画を実施するようなことはない。

## (4) 視察時における予審判事からの説明(予審対象者の尋問における録音・録画について)

ア 重罪事件の予審対象者の尋問については、対質を行う場合も含め、全過程の録音・録画が義務付けられているが、他方で、軽罪事件(録音・録画が義務付けられていない)においては録音・録画は実施されない。



予審判事の執務室の状況

カメラには、弁護人と予審対象者が映るのみであり、対質の場合は対質の対象となっている当事者が映るようにする。予審判事の態度は口調から分かるので、予審判事自身を映すことはしていない。

イ 予審対象者には、録音・録画を実施する旨を告知するが、飽くまでも告知するだけで同意を求めるものではない。

個人的経験に照らすと、予審対象者が「録音・録画されるなら話したくない。」と申し立てることはない。録音・録画の機器は目立たないため、話をしているうちに録音・録画をされていることを忘れてしまうからだと思う。

ウ 録音・録画された記録媒体が利用されるのは、法律上、尋問の状況に関して異議申立てが行われた場面に限られている。尋問の状況が争われる場合として思い当たるのは、予審判事の態度が攻撃的であるなど、何らかの心理的圧力がかけられたとするケース程度である。予審段階や判決裁判所においても、その

予審判事自身を映すことはしていない。



ような申立てを行うことは可能であるが、実際にこれになされることはまれであり、年間10件弱程度だと思ふ。

調書は、予審判事と書記官が署名する上、予審対象者も署名するのであり、尋問に立ち会った弁護人も、署名こそしないものの、その内容を確認している。予審判事の調書の公判廷での利用方法は、ケースバイケースではあるものの、軽罪裁判所の場合、通常、裁判長が調書を読み上げ、あるいはある程度要約して読み上げて、予審対象者に「何か付け加えることはないか。」と尋ねるのが一般的な方法である。他方、重罪院（注）では、口頭主義が徹底されており、一般に、そのような調書の読み上げは行われない。

（注）重罪院（第一審）の裁判体は、裁判官3人及び参審員6人により構成される。



予審判事の執務室の録音・録画設備の状況



同左（カメラの状況）

### 3 弁護人の立会い

#### (1) 制度概要

##### ○ 警察留置中の被疑者取調べ

警察留置中の被疑者が要求した場合には、原則として、弁護人の立会いなしに取調べを行うことはできない（63-4-1条ないし63-4-5条）。

ただし、①人定事項に関する取調べは弁護人の立会いなしに行うことができ、②弁護人等への通知後2時間を経過すれば、人定事項以外についても、弁護人の立会いなしに取調べを行うことができ、③捜査のために直ちに取調べを行う必要があるときは、検察官の許可により取調べを直ちに開始することができる。

また、④捜査上の特別な事情によるやむを得ない理由がある場合等においては、検察官の許可により最長12時間を限度に、自由勾留判事の許可により最長24時間を限度に、弁護人の立会いを禁止することができ、さらに、⑤706-73条に規定する一定の組織犯罪等について警察留置が行われるときは、最長48時間を限度に、そのうち麻薬取引及びテロ行為について警察留置が行われるときは、最長72時間を限度に、弁護人の立

会いを禁止することができる（706-88条）。

○ 予審対象者の尋問

予審判事は、罪種や身柄拘束の有無を問わず、弁護人の立会いの下、又は弁護人を正規に呼び出した上でなければ予審対象者に対する尋問を行うことはできないこととされている（114条1項）。なお、予審対象者による権利放棄は可能とされている（同項）。

(2) 視察時における弁護士会からの説明

ア 従来、警察留置中の被疑者取調べに弁護人の立会いが許されておらず、被疑者との30分間の接見が許され、警察留置が更新された場合に再度接見できるにとどまっていた。

このような状況を背景に、欧州人権裁判所から見直しが要請されたことを受けて、2011年4月の法改正により、警察留置中の被疑者取調べに弁護人が立ち会えること

となった。取調べに立ち会った弁護人は、被疑者に質問し、意見を述べるができる。ただ、一部の重罪事件（テロ事件等）では、弁護人立会いを延期することができることとされ、例えば、テロ事件では、最初の72時間は弁護人立会いを禁止することができる。弁護人は警察留置中は証拠の閲覧が許されていない。警察官は、依然として弁護人に比べてより多くの情報を把握しており、弁護人の役割は非常に限られているというアンバランスな状態にある。

警察留置中の被疑者が弁護人の立会いを要求した場合は尋問に弁護人が立ち会っている（うち約90%が国選弁護人）。他方で、全体の事件のうち、40%程度の事件では、弁護人が立ち会っていない。

イ 他方、予審段階では、弁護人は全ての証拠の開示を受けることができるし、予審判事の尋問にも立ち会うことができる。予審段階では、どのような犯罪であっても、このような弁護人の権利が制約されることはなく、均衡が取れた状態にあると思う。

(3) 視察時における警察官からの説明(被疑者取調べへの弁護人の立会いについて)

ア 被疑者が弁護人の立会いを求めた場合、警察から弁護人に連絡をした後2時間は、弁護人なしでは取調べを実施することはできないが、2時間が経過した後は、弁護人の立会いなしで取調べを実施することができる。

このように、弁護人が来ないまま取調べを実施する割合は、おおむね2回に1回程度である。制度導入当初は、取調べに立ち会いに来ない弁護人が多かつ



パリ弁護士会でのヒアリングの状況

たが、最近はそのような弁護人は少なくなっていると思う。私選の弁護人は立ち会いに来ることは難しい側面があるが、国選弁護人の場合は、無償であるだけでなく、その弁護人の都合が悪ければ別の弁護人が立ち会うことができるため、取調べに立ち会う率は比較的高い。弁護人が遅れて警察署に来た場合は、取調べを中断させて被疑者と接見させる。

もともと、3分の2程度の被疑者は、弁護人の立会いを要求しない。それは、パリの中央レベルで捜査が行われる重大事案とは異なり、当署で扱う程度の犯罪（軽罪及び違警罪）では、被疑者はできるだけ早く釈放されたいと考えているからだろうと思われる（管轄区内で発生した重罪事件の被疑者は、当署に連行された後、連絡を受けた検察官が中央レベルの特別部隊に取調べの実施を指示するため、当署の警察官が取調べを行うことはない。）。

イ 弁護人の立会いが行われるようになって、取調べがやりにくくなったと感じることはないが、制度導入当初は、弁護人が、開示され得ない書類の閲覧を求めてきたり、質問途中で介入してくるケースがあった。ただ、そのようなことも最近は少なくなり、弁護人は取調べの最後に被疑者に質問をするのみとなっている。あまりにも捜査の邪魔をする弁護人に対しては、捜査官が退去を要求することができ、その場合、直ちに検事局に連絡をする。

ウ なお、弁護人は、警察署に来ることで、それまでに行われていた手続を中止させて被疑者と30分間の接見をすることができ、取調べ・対質に同席できるほか、警察留置決定の調書、医師の診断書、家族（これには、血族だけでなく、使用者、外国人の場合は大使館員・領事館員も含まれる。）に連絡した旨の調書を閲覧することができる。

(4) 視察時における予審判事からの説明（予審対象者の尋問への弁護人の立会いについて）

ア 予審対象者が成人の場合、予審対象者が要求すれば弁護人が尋問に立ち会うこととなるところ、感覚的にいえば、弁護人が尋問に立ち会う割合は99%以上に上る。

イ 弁護人は、（尋問に先立ち、）全ての事件記録の開示を受けることができ、予審判事は、弁護人に開示していない書類の記載事項に関して尋問することはできない。

弁護人は、予審対象者と接見して、尋問で回答を拒否することを含めて弁護方針を話し合うことができるが、予審判事の質問の内容・順序は予審判事が自由に決める事柄であり、弁護人が反対することはできない。

弁護人は、尋問に立ち会った場合、予審判事が予審対象者の供述を理解していないようなときに指摘をすることはあるが、通常、尋問中は黙っており、尋問の一番最後に至ってから、予審対象者に質問をしたり、意見を述べることが多い。なお、その内容は調書に記載されることになる。

### 第3 通信・会話の傍受

#### 1 制度概要

## ○ 通信傍受

捜査段階においては、706-73条に掲げる一定の組織犯罪等について、捜査の必要性があるときに、検察官の請求に基づく自由勾留判事の許可により、通信傍受が認められ、司法警察員において警察署内で通信傍受を実施する(706-95条)。実施期間は1か月以内であり、1回のみ更新することができるが、通じて最長2か月以内に限られる。

予審段階においては、重罪又は法定刑が2年以上の拘禁刑である軽罪について、予審手続上の必要性があるときに、予審判事の決定により、通信傍受を行うことができる(100条)。具体的には、警察に通信傍受を行うよう囑託を行い、警察において、前同様の方法により実施する。実施期間は4か月以内であるが、更新することができ、更新の回数に制限はない(100-2条)。

## ○ 会話傍受

706-73条に掲げる一定の組織犯罪等について、予審判事は、検察官の同意を得た上で、理由を付した命令により、囑託を受けた警察官に対し、特定の場所・車両に立ち入るなどして装置を設置させ、私的な会話の傍受を行うことができる(706-96条(注))。実施期間は4か月以内であるが、更新することができ、更新の回数に制限はない(706-98条)。

(注) 傍受のほか、撮影・録音・録画するための技術的装置の設置も可能である。

## 2 視察時における予審判事からの説明

通信傍受は、実務上、非常によく利用されている証拠収集方法である。従来は、自白を得たり、追跡(尾行)する方法によることが多かったが、現在は、通信傍受を活用する割合が非常に高くなっている。通信傍受は、薬物犯罪について実施することが多いが、どのような犯罪であっても犯罪者は何らかの時点で電話を使うことが多いため、薬物犯罪以外の犯罪でも、犯した犯罪に関する会話を傍受する、あるいは、被疑者の所在地を把握するために利用している。通信傍受の実施手順としては、まず、警察が捜査によって興味深い電話番号を発見し、予審判事が警察に囑託して当該番号について通信傍受を実施させることになる。

これに対し、室内や車内の会話傍受については、法律上、一定の組織犯罪等のみが対象とされており、また、傍受機器を設置することが技術的に容易でないため、通信傍受と比較すると利用件数は非常に少ない。会話傍受を実施するのは、組織犯罪専門の予審判事(注)のみである。会話傍受は、組織犯罪以外では薬物犯罪に関して行われることもあり、自動車や拘置所の接見室に傍受機器を仕掛けることがある。

(注) 複数の大審裁判所の管轄区域にまたがる広域捜査を担当する「JIRS」という部署に所属する。

## 3 視察時における検察官からの説明

通信傍受は、捜査段階でも実施することができる。その際には、検察官が、理由

と必要性を記載した請求書をもって自由勾留判事に対して許可を求め、自由勾留判事がその許否を決定し、これが許可された場合、検察が警察に指示して通信傍受を実施させることになる。許可がなされても、通信傍受の実施は、検察官及び自由勾留判事の監督下に置かれることになる。

通信傍受には実施期間が設けられており、この期間が経過した時点で予審に移行することが多い。

法律上、捜査段階の通信傍受は、組織犯罪、薬物犯罪や、窃盗などについても組織犯罪の加重要因がある場合など、限られた罪についてしか実施できないとされている。他方で、予審段階では、全ての重罪及び2年以上の拘禁刑が定められた全ての軽罪について通信傍受を実施することができるかとされている。

捜査段階で有益な情報を聞き出し得る電話番号が明らかになった場合、2か月間、通信傍受その他の捜査を実施し、その後、予審判事において更に通信傍受実施の必要があると判断した場合には、傍受の実施が数時間途切れるものの、予審段階での通信傍受の枠組みによって、引き続いて傍受が実施されることとなる。この場合、捜査段階と同一の警察官が引き続いて傍受を実施することがほとんどである。

なお、通信傍受の反訳調書の取扱いに関しては、捜査段階で実施されたものと予審段階で実施されたものとで何ら違いはない。

#### 第4 ビデオ監視システム（設備視察及び視察時における警察官からの説明）

パリ市内の地上に設置した監視カメラの台数は、間もなく1000台に達する。そのほか、地下街等には1万3000～1万4000台の監視カメラが設置されている。カメラの台数は今後更に増やす予定である。

警察署に事件発生との情報が入った場合、当該事件の現場にカメラを合わせて状況を確認し、これを踏まえて無線で警察車両を向かわせる。

カメラで録画された映像は1か月間保存され、これにより、過去に何が起きたかを事後的に確認することもできる。

#### 第5 DNA型データベース（視察時における予審判事からの説明）

フランスでは、余罪の立件のためにDNA型データベースを活用している。最近の法改正によって、例えば窃盗事件であっても被告人のDNA型を採取して照合することができるようになるなど、多くの犯罪についてデータベースを活用できるようになった。

ただ、DNA型の採取には飽くまでも本人の同意がなければならぬとされており、95%の者は同意するが、これを拒否した場合は採取拒否罪に該当するものの、採取を直接強制することはできない。

### 第6 特別な公判手続

#### 1 即時出頭手続

##### (1) 制度概要

-----

即時出頭手続は、検察官が、法定拘禁刑の長期が2年以上で、収集された証拠が十分で事件が裁判できる状態にあり、訴訟の係争点に照らし即時出頭が相当と認めるとき、又は軽罪の現行犯で、法定拘禁刑の長期が6か月以上であり、訴訟の係争点に照らし即時出頭が相当と認めるときに、直ちに、被告人を軽罪裁判所の公判に出廷させる手続である（395条）（注）。

（注）制度の対象犯罪は、順次拡大されており、直近では2002年の法改正により、従来、「拘禁刑の長期が7年以下」とされていた対象犯罪（軽罪）の刑の上限が撤廃された。なお、即時出頭手続の対象犯罪は軽罪に限られるため、現在の上限は「拘禁刑の長期が10年以下」となる。

## (2) 視察時における裁判官からの説明

ア 即時出頭手続は、基本的に、前日あるいは前々日に現行犯逮捕された者について利用されており、被告人は、検察官の面前で同手続によることに同意し、弁護人と接見した上で公判に出頭することとなる。

イ 即時出頭した被告人が、その場で判決を受けることを承諾した場合、即日、判決を言い渡すこととなる。他方、被告人が防御のための準備期間を求める場合もあり、その場合は、自動的に猶予期間が付与されることとなる。その場合、2～6週間の猶予が認められるが、その間拘禁される場合もある。

ウ 即時出頭手続では附帯私訴が認められており、被害者に連絡がなされていない場合には、被害者から損害賠償請求がなされる可能性があるため、手続が延期される。

また、被告人が精神障害を有する可能性がある場合にも、鑑定を行う必要から手続が延期される。

さらに、事件数が非常に多く、全ての事件について裁判をすれば深夜に及んでしまうような場合にも、一定数の事件を延期せざるを得ないこととなる。

エ 即時出頭手続は、裁判官3人の合議制による。

実際の手続の流れとしては、まず、裁判長が事件の概要を述べ、被告人がそれについて陳述をし、被害者が連絡を受けて出席している場合には被害者も陳述をし、その後に検察が論告を、弁護人が最終弁論をそれぞれ実施し、最後に被告人に付け加えるべきことはないかを尋ねる。そのようにして4～5件の手続を行ったところで、裁判官室に入って判決を起案する。

## (3) 視察時における弁護士会からの説明

即時出頭手続を担当する弁護人としては、同手続について非常に多くの事件を扱わなければならない（弁護士1人当たり4～6件は事件を抱える。）、また、1件1件、接見をして必要な書類を集めなければならないが、そのための十分な時間がない。また、被疑者の家族や友人の連絡先を被疑者が知っているとは限らないし、知っていたとしても連絡がつくとは限らない。このように、弁護活動は極めて限定された中で行わなければならないが、公判の延期を求めることができるとされているものの、やはり弁護活動は制約される。



即時出頭手続の対象事件は、制度導入当初は3年の拘禁刑までの事件であったのが、現在はより重い犯罪にまで拡大され、容易な事件だけでなく複雑な事件についても即時出頭手続を利用し得ることとなっている。しかし、弁護人としては、複雑な事件については即時出頭手続を利用することに反対している。

#### (4) 公判傍聴

パリ大審裁判所に設置された軽罪裁判所の法廷において、即時出頭手続に付された事件を含む公判審理を傍聴した。

ア 3人の裁判官により裁判体が構成され、1人の検察官、被告人及び被告人の弁護人がそれぞれ立会していたほか、被害者（私訴原告人）の弁護人も立会していた。被告人は、ガラス板で仕切られた被告人席（ブース）において審理を受けていた（なお、同所には、他事件の被告人が数名椅子に座って待機していた。）。

イ 当日は、合計22件の審理が行われるとのことであったが、そのうち、即時出頭手続に付された事件を含む数件の審理を傍聴した。

即時出頭手続に付された被告人2名によるワイン窃盗事件（同種前科あり）においては、被告人両名とも防御のための準備期間を求めたため、公判が更に延期されることとなった。なお、被告人の身柄を継続して拘束するかを判断するため、裁判長が被告人の身上関係等について詳細に質問をした。

カード詐欺事件（不正に入手したカードで商品を購入した事件）においては、通訳人の宣誓・被告人の人定確認に続き、裁判長が、事件記録の内容の要旨を読み上げつつ、被告人に対して質問を行った。その後、検察官が、被告人に対し、当該カードで他に商品を購入した事実に関して質問したが、弁護人からの質問はなく、検察官が論告、被害者の弁護人が弁論、被告人の弁護人が弁論をそれぞれ実施した後、被告人が最終陳述を行った（注）。

（注）この事件の審理は即時出頭手続によるものではなかったが、審理の内容自体は、即時出頭手続に付された一般的な事件と同様のものようである。

そのほか、審理の順番が回ってきたものの、弁護人が在廷していなかったために、審理が後回しにされた事件もあった。

## 2 事前の有罪自認に基づく出頭手続（CRPC）

### (1) 制度概要

CRPCは、軽罪（未成年者（18歳未満）による犯罪、出版犯罪、過失致死罪、政治犯罪、その訴追手続が特別法に規定されている犯罪及び5年を超える拘禁刑に当たる人の完全性に対する侵害の罪（傷害等）・性的攻撃の罪（強制わいせつ等）を除く。）につき、被告人が有罪を自認した場合に、検察官が、科せられるべき刑を一つ又は複数提示し、関係者の合意により事件処理を図る手続である（495-7条以下）。

### (2) 視察時における裁判官からの説明



ア 法廷の構成としては、裁判官 1 人の単独制であり、書記官が立ち会う。弁護人の関与は必要的とされている。

この制度を利用できる対象事件は軽罪のみであり、また、未成年者の事件、出版犯罪、政治犯罪、過失致死罪及びその訴追手続が特別法に規定されている犯罪等については利用することができない。

イ 手続の流れとしては、被疑者を警察留置に付しつつ捜査が進められ、その結果を踏まえて検察官がCRPCの手続をとることを決定し、釈放した上で出頭を要請するか、留置場から召喚するかはともかく、被疑者を出頭させる。被疑者が警察留置中に犯罪事実を認めていたとしても、検察官の前でも再度犯罪事実を認めなければ、CRPCを利用することはできない。検察官は刑の提示を行うこととなるが、罰金刑、拘禁刑（ただし、1年が上限となる。）、保護観察付執行猶予、公益奉仕労働を伴う執行猶予や単純な執行猶予など、全ての種類の刑を提示することができる。

検察当局に出頭した被疑者は、弁護人との間で、提示された刑について協議をし、被疑者がこれを受け入れない場合はCRPCを利用することはできず、検察官は他の手続を検討することとなるが、これを受け入れた場合は、認可手続に移行する（注）。

（注）10日間以内の熟慮期間を求めることも可能とされている。

認可手続においては、まず人定質問を行い、弁護人の出席を確認した上で、被告人に対して、犯罪事実を告知して認否を確認し、その後、検察官から提示された刑を告知して、これを受け入れるかを確認する。これに引き続き、弁護人の陳述が行われ、その後に、裁判官が、受け入れられた刑が、被告人の人柄、前科、所得、仕事、犯罪事実等と照らし合わせて適切か否かを判断する。裁判官がこれを認可した場合、直ちに判決文及びこれに基づく命令書を作成し、裁判官及び書記官が署名をし、その写しを被告人に交付する。なお、被害者のいる犯罪では、通常、検察官からあらかじめ被害者に連絡がなされており、被害者はこの認可手続に出席して、損害賠償を請求することができる（この場で請求しない場合は、通常の民事訴訟手続によることとなる。）。他方、裁判官が認可しない場合は、事件が検察当局に再度送られることとなり、検察官において、他の手続を検討することとなる。

CRPCは、簡潔かつ容易で迅速性の高い手続であり、これにより、犯行後、即時に司法のレスポンスを行うことが可能となる。

### (3) 視察時における検察官からの説明

CRPCのための手続において、弁護人の立会いは必要的とされている。なお、検察官が被告人に刑の提示を行う際のやり取りを録音・録画することはない。

CRPCの対象事件は、昨年まで、法定刑が5年以下の拘禁刑とされた罪に限られていたが、昨年の法改正により、基本的に全ての軽罪、すなわち、10年の拘禁刑の罪まで拡大され、傷害や性犯罪などの一定の事件を除き（注）、ほぼ全ての軽罪事件で利用し得ることとなった。

（注）5年を超える拘禁刑に当たる人の完全性に対する侵害の罪及び性的攻撃の罪が除

外されている理由に関し、刑訴法改正に係る司法省の通達では、これら犯罪については、その罪質と重大性に鑑み、軽罪裁判所における公開の法廷で、犯罪事実についてより深めた審理をする必要があるからであると説明されている。

検察においては、道交法違反など事件数の多い犯罪に関しては、専門セクションにおいて刑の提示の等級表のようなものを作成し、これに基づいて刑を提示している。これは、刑期だけでなく、刑の種類を定める際に用いられるものであり、犯罪類型、前科の有無・内容や、犯罪事実の認否などを考慮して提示する刑を決めている。CRPCを利用し得る犯罪は非常に幅広いので、その全てについてこうした等級表のようなものが作成されているわけではなく、ある程度事件数が多い一般的な事件に限られているが、これにより、刑の提示に一定の統一性を確保することができている。

#### (4) 視察時における弁護士会からの説明

ア 2011年12月13日法により、CRPCの適用範囲が拡大され、これまでは対象とされていなかった、予審に付された事件についても、予審終了時点でCRPCに転換することが認められるようになった(注)。

このような手続簡素化の方向性は、長期間を要しコストのかかる公判を回避するという、財政経済的な理由に基づくものである。

(注) 180-1条。

イ この制度においては、科され得る拘禁刑は1年を超えることはできないため、弁護人は、その範囲内で提示された刑を検討することになり、その際、その刑が被告人に有利か不利かを経験に照らしてよく吟味することが重要である。

なお、刑の修正制度が多く存在し、代替する方法で刑の執行を受け得ることから、在宅事件では、1年未満の刑を宣告されたとしても、実際に刑務所で服役する可能性はほとんどない。

ウ CRPCの手続においては、弁護人は、理論的には、検察側が提示する刑について「交渉」するのではなく、その刑が適切・適正かを「検証」することとされている。

しかし、実際には、裁判所によって異なるものの、例えばパリ(大審裁判所)では、弁護人は、刑が重すぎると考える場合は、この刑では(裁判官が認可せず)手続が無効になる可能性があるとして主張し、提示に係る刑を下方修正するよう要求し、検察官も、下方修正に応じることもある。このようにして、弁護人と検察官の両者にとっての司法手続上の不確定要素をできる限り抑えていくことが重要と考えている。

裁判官は、事件数が多すぎるため、当事者双方のやりとりに配慮していることは非常にまれであるが、裁判所によっては、パリのように弁護人による交渉を許容しているところもある一方で、これを禁止しているところもある。また、パリにおいても、こうした交渉には応じないとする検察官もいる。

#### (5) 公判傍聴

パリ大審裁判所に設置された軽罪裁判所の法廷において、CRPCの認可手続を傍聴した。

ア 裁判官は1人のみであり（写真奥向かって右側に着座。左側は書記官。）、検察官は立会しておらず、裁判官の前に置かれた二人掛けの椅子に被告人及び被告人の弁護人が並んで座っていた。また、押送を担当する憲兵隊員が在廷していたが、他の被告人は在廷していなかった。



CRPCの認可手続に用いられる法廷で裁判官から事前説明(前記(2))を受ける状況

なお、この認可手続も公開の法廷で行われるものであり、法廷の扉は開けたままとされていた。

イ 万引き事件（同種前科あり）では、2か月の拘禁刑（実刑）が提示され、被告人が罪を認めるとともに、提示された刑に応じるとし、裁判官もこれを認可したため、被告人は、2か月の拘禁刑（実刑）に処せられた。

高級ブティックでコートを窃取した事件では、4か月の拘禁刑（執行猶予付）が提示され、被告人が罪を認めるとともに、提示された刑に応じるとし、裁判官もこれを認可したため、被告人は、執行猶予付きの4か月の拘禁刑に処せられた。なお、同事件では、被害者からの附帯私訴がなされており、コートの販売価格である2万5000ユーロを損害額として損害賠償請求がなされていたが、裁判官は、被害品が即時還付されていることを考慮し、損害額・賠償額を1ユーロとした。

これらの手続は、各事件当たり15～20分間程度の時間で行われた。

## 第7 当番弁護、国選弁護（職権選任弁護人）制度等（弁護士会からの説明）

### 1 当番弁護について

(1) パリ弁護士会では、即時出頭手続の利用件数の増加に伴い、これに対応する組織作りを行う必要が生じた。過去には、現行犯逮捕された者の弁護は、弁護士会会長より指名された弁護士が行うものとされていたが、現在は、弁護士会に属する弁護士のうち1200人が自発的に刑事事件の弁護を行うために活動をしており、パリの裁判所には当番弁護士が1日当たり36人常駐している（22人が刑事事件、6人が外国人関連、8人が未成年をそれぞれ専門としている。）（注）。

即時出頭手続には6人の弁護士が対応することとしており、4人が午前中から担当し、2人が午後から担当し、6人で20～25件程度の事件を1日で担当している。また、当番弁護士は、即時出頭手続だけでなく、CRPC、被害者の権利擁護、予審対象者の弁護に当たっている。

当番弁護士は、リストに登録された弁護人の中から、ITシステムにより順番が決められている。

当番弁護は、飽くまで緊急弁護であり、依頼人の資力を確認せずに無償で弁護

人を付すこととしている。なお、弁護士に対する報酬は、国から弁護士会に支払われ、弁護士会から当番弁護に従事した弁護士に支払われる。

(注) パリ弁護士会のホームページによれば、当番弁護は、弁護士会長の職権指名(国選)によるものであるとされている。これによれば、弁護士会長が職権指名する国選弁護の実施に当たり、緊急を要する事案に対応するために弁護士会が敷いている体制が、当番弁護士制度であるものと思われる。なお、同ホームページによれば、パリ弁護士会においては、弁護士の活動を支えるものとして国庫から支給されてプールしている基金を当番弁護の費用に充てているとのことである。

- (2) 非常に短時間で手続が行われるため、弁護人は、極めて限られた時間の中で、事件記録を読んで事案の概要を把握し、効率的に弁護活動を行わなければならない。また、同時に、依頼人を安心させられるような弁護士でなければならない。

そのため、弁護士会としても、できる限り優れた弁護人がこうした活動に従事できるように、「刑事弁護学校」と呼ばれる特別な教育プログラムを設けており、これを受講しなければ弁護士会のリストに登録できないこととしている。「刑事弁護学校」は、土曜日に行われ、2日半を費やして行われる。

これに加えて、チューター制度を設けており、即時出頭手続の弁護活動をチューターが評価し、その結果を私(弁護士会会長代行)が審査して、リストに載せるかどうかを決めている。

- (3) 我々としては、当番弁護士が、当番であることを忘れていた、あるいは、他の業務があるなどの理由から裁判所に来ないという事態が生じることを懸念しており、これを回避するため、1日当たり2名のリーダー格の弁護士を定め、当番弁護士が全員そろっているかを確認させるとともに、事件数の推移に応じて適正な人数の弁護士が確保できているかも確認させている。

なお、当番弁護士が裁判所に来なかった場合、初回は文書により警告を行うが、重ねて来なかった場合にはリストから名前を削除する。ただ、ほとんどの弁護士は、真面目に当番弁護に従事している。

- (4) 当番弁護の報酬は、1日当たり225ユーロである。

## 2 国選弁護(職権選任弁護人)制度について

- (1) 国選弁護人は、前記のリストの中から弁護士会会長により指命される(注)。

国選弁護人は、①予審、②一部の軽罪裁判所での弁護活動のほか、現在は、③刑罰適用裁判所、④刑務所の懲罰委員会における弁護活動にも従事することが認められている。

(注) そのほか、国選弁護人は重罪院の裁判長により指名され得る。

- (2) 国選弁護は、弁護人の報酬に関する制度ではなく、飽くまでも弁護人の指名に関する制度であり、必ずしも無償で弁護を受けることが保障されているわけではない。

勾留されている者に弁護人を付するに当たっては、その者の所得を確認する必要はないが、勾留されていない者に弁護人を付するに当たっては、その者が司法扶助を受ける資格を有していることを確認しなければならない。100%の扶助を受けるための所得基準額は非常に低く、独身者であれば月額929ユーロ未満、

家族が一人いれば月額1096ユーロ未満の場合、100%の扶助を受ける資格を有する。100%の司法扶助を受けられない場合は、弁護士に報酬を支払う必要があるが、依頼人にその意思がないためにトラブルが生じることがある。

国選弁護の報酬は、複雑な単位制とされており、24.5ユーロを1単位として、業務の内容に応じて単位数がリスト化されて定められている（注）。

（注）例えば、重罪院での公判審理における弁護は50単位が基本とされ、公判回数等に応じて単位が加算されるものとされている。

- (3) 新しい制度として、警察留置中の被疑者の国選弁護の指名も行っており、現在600名の弁護士がそのためのリストに載っているが、その内容は毎月変更している。

これらの弁護士は、常にパリ市内の各警察署を回って警察留置中の被疑者の弁護活動を行っている。警察留置中の弁護を担当した国選弁護人が、その後も同じ者の弁護を引き続いて担当することは、よく行われている。

警察留置中の被疑者の国選弁護の報酬は、最初の24時間が300ユーロ、それ以降は24時間ごとに150ユーロである。ただ、その支払方法に関しては、その者の弁護を最後に行った弁護士に国から全額支払われ、その弁護士が、自分より前に弁護を担当していた他の弁護士に報酬を配分するという仕組みになっており、そのために弁護士間でトラブルになることもある。

### 3 弁護士の対応態勢等

国選弁護や当番弁護制度は、非常に多くの事件に非常に多くの弁護士が関わる大きなマシンであるといえるところ、幸いうまく機能しているものの、更に改善していきたいと考えている。

こうしたシステムは、パリ以外の大都市（リオン、マルセイユ等）やパリ郊外でも、同様の態勢が整備されているが、中小都市では弁護士の人数が少ないため、パリのように希望者をリストに載せるのではなく、全会員をリストに載せる仕組みとされている。もっとも、郊外では、弁護の需要自体も少ない。

## 第8 被害者・証人の保護・支援

### 1 未成年被害者の取調べの録音・録画制度

#### (1) 制度概要

捜査段階及び予審段階における、①未成年者に対する強姦、拷問若しくは残虐行為に伴い又はその後に行われた故殺・謀殺、あるいは、②強姦、性器露出行為、未成年者の墮落助長、15歳以上の未成年者に対する性的攻撃に係る未成年の被害者の取調べ・尋問は、同人の同意、又は同人が同意できない場合はその法定代理人の同意により、録音・録画の対象となる。この録音・録画媒体については複製を作成することとされ、この複製は公判記録の一部とされる（706-52条）。

**(2) 視察時における検察官からの説明**

未成年被害者の取調べの録音・録画制度の目的は、特に性犯罪や故殺・謀殺といった重大犯罪の被害者が何度も同じ証言をしなければならない事態を回避する点にある。録音・録画制度がなければ、捜査から公判を通じ、7～8回も同じことを供述しなければならず、心理的に大きな負担を与えることになる。また、供述を繰り返しているうちに、初期のボディランゲージなど捜査官や裁判官の心証に影響を与えるものが失われてしまうが、この制度を利用すれば、そのような訴えるものがある初期供述を記録化できるし、また、何度も聴取を受けて質問を受けているうちに供述内容が次第に変化してしまうことを防ぐこともできる。

録音・録画媒体には日時が刻印され、かつ、上書きできない媒体に録画されているため、その真正性自体に異議申立てがなされることはない。録音・録画の内容については、予審段階で弁護人が録音・録画内容を確認することができるため、その段階で異議申立てがなされることが多く、公判廷で異議申し立てがなされるケースは聞いたことがない。ただ、未成年被害者が公判で証言することはあり得ることである。

**(3) 視察時における弁護士会からの説明**

この制度は、もともと、被害者、特に性犯罪被害者が何度も供述をしなくて済むようにするために導入された制度だが、司法関係者は録音・録画されたものを見るだけでは満足できず、やはり自分で聴取したいという考えを有しているため、実際には、何度も同じことを供述させられているのが実情である。したがって、この制度は、趣旨自体は良いのだが、実際にはそのとおり機能していない。

**2 未成年被害者の取調べ（視察時における警察官からの説明）**

未成年者の被害者の取調べは、そのための教育を受けた警察官が実施している。

未成年者を取り調べる場合、1対1で取調べを行うのが基本であり、弁護士が立ち会うことはないし、心理カウンセラーが立ち会うこともまれである。これは、未成年者に様々なプレッシャーをかけることを防止するとの趣旨によるものである。

未成年者の取調べは、捜査官が、ぬいぐるみや子供用の本や飾りがある場所で、制服ではなく私服で、姿勢を低くしつつ聴き取りを行う形で実施する。その取調べは録音・録画している。

未成年者に対しては、勘違いに基づく回答を防止するため、成人に対する取調べのように事件について単刀直入に質問するのではなく、例えば、体の部位の名称を知っているかといったところから質問を始める。

**3 対質の際の弁護人の付添い（視察時における警察官からの説明）**

新たな制度として、被害者の対質が行われる場合、弁護人が付き添うことができることとされた（注）。

（注）63-4-5条。

**4 被害者の弁護（視察時における弁護士会からの説明）**

被害者の弁護に関する教育については、「刑事弁護学校」においても実施しているほか、被害者弁護のための特別コースを設けており、これを修了しなければ被害者弁護を専門とする弁護士として認定されないこととされている。

軽罪裁判所に2人、CRPCの手續に関する者が2人、被害者の弁護を専門とする弁護士がいる。

被害者も、被疑者・被告人と同様に司法扶助を利用することができる。

また、一部の犯罪（殺人、強姦等）の被害者については、資力を問わずに、100%の補償を受けることが認められている（注）。すなわち、例えば、家族を殺害された遺族は、高い所得を有していたとしても、犯罪により被った損害の100%の補償を受けることができる。

（注）被害者補償制度（706-3条以下）。

## 5 警察における被害者の支援態勢（視察時における警察官からの説明）

パリ第5区警察署には、被害者のために特別な部署が設けられているわけではないが、被害者対応は、警察の初期教育のメニューに含まれており、以前から、国レベルでのプライオリティとされている。

また、被害者対応憲章があり、フランス国内の警察署・憲兵隊部隊であれば、どこで起こった事件に関してであっても相談等のため訪れることができる。



## 参加委員等

### 1 委員

青木委員，井上委員，岩井委員，大久保委員，後藤委員，酒巻委員，佐藤委員，  
松木委員

### 2 幹事

岩尾幹事，宇藤幹事，川出幹事，吉川幹事，小坂井幹事，神幹事